

# 事務事業評価の結果について

1. 事務事業評価の概要 …………… P 1
2. 事務事業評価の評価結果 …………… P 4
  - (1) 結果概要 …………… P 4
  - (2) 最終評価一覧（部局別） …………… P 5
  - (3) 事務事業評価による予算の削減……… P78

令和7年2月

品川区

# 1 事務事業評価の概要

## (1) 基本的な考え方

### ①財務諸表の活用

平成 28 年度に策定した「品川区新公会計制度基本方針」に基づき、事業別の財務諸表（行政コスト計算書・貸借対照表）を活用した行政評価を実施します。

### ②長期基本計画の進行管理

「品川区長期基本計画」の進行管理に活用するため、「品川区総合実施計画」の実施計画事業に定める年次計画、指標を中心に客観的な数値により評価します。

### ③説明責任・透明性の向上

評価結果を区議会へ報告するとともに、区のホームページ等を通じて広く区民等へ公開し、説明責任・透明性の向上を図ります。

### ④業務改善への活用

P D C A サイクルの観点から、行政評価の結果を予算編成等、業務改善に向けた次のステップにつなげます。

### ⑤職員の意識改革・能力開発

行政評価に係る事務・研修等を通じて、評価対象事業の内容・必要性・効果や、新公会計制度等への理解を深めることで、職員の意識改革・能力開発を促します。

### ⑥評価の実効性・効率性向上に向けた研究

行政評価の実効性を高め、質の高い行財政運営を実現するため、国や都、他自治体における実施状況等を参考に、評価の対象（施策評価・施設評価・所属評価等）について引き続き研究するとともに、所管部局の負担を踏まえ、効率性向上につながる簡便な評価方法についても研究を行います。

## (2) 評価の対象

財務諸表（行政コスト計算書・貸借対照表）を活用し、予算事務事業（小事業）を単位としてすべての事務事業を評価します。ただし、職員給与費については他の小事業に人件費として配賦されコスト情報として各小事業の評価に反映されるため、小事業としての評価対象からは除外します。

評価対象事業	669事業（令和5年度実施事業）
--------	------------------

## (3) 評価の手法

評価は、財務会計システムから必要項目を入力し、「事務事業評価シート」を作成することで行います。

## (4) 評価の観点

各所管課は、事務事業評価シートの作成を通じて、各事業の長期基本計画や総合実施計画における位置づけ、達成すべき目的、手段としての事業の概要を確認します。次に、指標の達成状況、社会経済状況や法律・制度改正などを踏まえた事業の必要性、目的に対する有効性、予算の執行状況、財務諸表の人件費や減価償却を含むコスト情報および資産や負債などのストック情報と指標の実績を踏まえた効率性を勘案し、可能な限り定量的な数値実績に基づいた客観的な評価を行います。評価にあたっては、より効率的、効果的な行財政運営につながるよう、積極的に改善点を洗い出し、事業の見直しを図る観点から評価します。

## (5) 評価の体制

評価は、所管部局による一次評価を経て、区としての最終評価を決定します。

## (6) 評価の基準

評価	今後の取組の方向性
A：拡大する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規の取組み</li><li>・対象・規模等の拡大</li></ul>
B：継続する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・法定受託事務・法定扶助費等</li><li>・計画・規定どおり</li><li>・現状維持</li></ul>
C：改善・見直しする事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・手法等の改善</li><li>・対象・規模等の見直し</li><li>・取組みの一部廃止</li></ul>
D：完了・中止・廃止する事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の完了</li><li>・事業の廃止</li><li>・事業の廃止等に向けた検討</li><li>・事業移管・統合</li></ul>

## (7) 評価結果の活用

評価結果は、より効果的・効率的な行政運営を行うために、長期基本計画の進行管理、事業実施方法等の改善、予算編成などに活用します。また、改善・見直し等を行った事業については、個別計画および総合実施計画等に的確に反映します。

## (8) 評価結果の公表

評価結果は、原則として結果を取りまとめた後、速やかに議会へ報告します。その後、区のホームページ等を通じて、区民に分かりやすく容易に入手できる方法により公表します。

## 2 事務事業評価の評価結果

### (1) 結果概要

	部局名	評価 事業数	A	B	C	D	予算削減額 (千円)
			(拡大)	(継続)	(改善)	(廃止)	
1	企画経営部	19	1	6	11	1	208,072
2	区長室	41	1	8	29	3	98,878
3	地域振興部	74	2	20	46	6	313,236
4	文化観光スポーツ振興部	30	0	5	22	3	66,797
5	子ども未来部	52	3	18	26	5	267,283
6	福祉部	129	11	70	43	5	252,684
7	健康推進部	114	2	59	43	10	230,121
8	都市環境部	70	4	36	25	5	276,771
9	防災まちづくり部	58	1	20	32	5	157,819
10	教育委員会事務局	70	9	19	40	2	142,272
11	会計管理室	3	0	2	1	0	187
12	区議会事務局	4	0	4	0	0	0
13	選挙管理委員会事務局	4	0	3	1	0	433
14	監査委員事務局	1	0	1	0	0	10
<b>合計</b>		<b>669</b>	<b>34</b>	<b>271</b>	<b>319</b>	<b>45</b>	<b>2,014,563</b>
			<b>5.1%</b>	<b>40.5%</b>	<b>47.7%</b>	<b>6.7%</b>	
(参考) 昨年度結果		665	40	262	324	39	2,364,986
			6.0%	39.4%	48.7%	5.9%	

## (2) 最終評価一覧(部局別) ※抜粋

部局名：企画経営部

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	区政アドバイザー会議経費	D：事業の廃止	◆行政評価に伴う政策評価委員会や地域振興部所管の産業振興研究会など、各政策分野に対する外部からのアドバイスは必要に応じて聴取していることから、令和5年度をもって廃止した。
2	全庁共通プロジェクト推進経費	C：手法等の改善	◆公有地等の活用については、令和5年度に改定した公共施設等総合計画を踏まえ、引き続き行政ニーズや地域要望を把握し真に必要な機能を検討するとともに、PPP/PFI手法の導入や定期借地権などを用いた民間活力の積極的な活用も含め多角的に検討する。
3	企画関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現（印刷枚数の減）とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
4	計画策定経費	C：手法等の改善	◆SDGs推進については、令和6年度より独立した小事業としており、SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業へのダブル選定をきっかけに「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目標に取組みを加速していく。 ◆行政評価については、委託内容の見直しや職員の事務負担軽減等、より効果的な事業手法を検討する必要がある。
5	指定管理者制度経費	C：手法等の改善	◆公の施設において、多様化する区民ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを効率的に提供していくために、指定管理者のサービス提供実態を的確に把握し、継続的な業務改善を促していくことは必要不可欠である。有識者等からの意見聴取会の実施手法についての検討を深めるなど、客観性を担保した評価に基づく施設の管理・運営およびサービス向上を目指す。
6	基金積立金	B：現状維持	◆今後も適宜積立てを行い、各基金の目的事業のために活用することで税源の年度間調整を図っていく。
7	予算関係管理費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%を実現するとともに、印刷物の電子化について関係部署への働きかけを行い、経費の削減および業務の効率化を進める。
8	起債償還元金	B：現状維持	◆借入申請時に年度ごとの償還額や償還年度を設定し、借用書を提出しているため、引き続き計画どおり償還することが望ましい。 ◆区の財源については、償還に遅延が発生することの無いよう減債基金を計画的に積立て、不測の事態においても償還を行える体制を維持する。
9	起債利子	B：現状維持	◆借入申請時に年度ごとの償還額や償還年度を設定し、借用書を提出しているため、引き続き計画どおり償還することが望ましい。 ◆区の財源については、償還に遅延が発生することの無いよう減債基金を計画的に積立て、不測の事態においても償還を行える体制を維持する。
10	区施設営繕事務費	C：手法等の改善	◆小規模改修工事に係る設計・監理等の包括委託については、工事内容の複雑化や近年の建設物価の大幅な上昇等に伴う工事予算の増加により、小規模工事の発注件数の減少が続いていることから、着実な工事執行を促進するため、令和6年度より小規模工事の対象とする基準（工事予算額）を3,000万円以下から5,000万円以下に見直しを行った。引き続き、社会情勢等を注視しながら事業を実施する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	I C T推進管理費	A：対象・規模等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆費用対効果を検証しながら業務のD X化を推進し、効果的・効率的な業務改善に努める。</li> <li>◆生成A I等のデジタル技術を活用することによって、E B P M（根拠に基づく政策立案）を推進し、施策の有効性の向上に加え、区民の行政への信頼を高めることに寄与する。</li> </ul>
12	ネットワーク・セキュリティ経費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種研修等を通じた職員のセキュリティ意識向上に引き続き取り組むとともに、デジタル推進の基盤であるネットワーク運用・セキュリティ対策について、国・都の動向・指針や技術の進展等を注視して適時適切に取り組み、D Xのさらなる推進につなげる。</li> <li>◆内部監査における指摘事項が増加傾向にあるほか、職員の不注意・理解不足等に起因する情報漏洩事故が相次いでいることから、継続的なセキュリティ意識向上に取り組む必要がある。</li> </ul>
13	住民情報システム運営費	B：現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係各課と協議しながら、システム標準化業務を滞りなく進める。</li> <li>◆マイナンバーカードについては、国の動向を注視しながら適時適切に対応するとともに、引き続き、区民の利便性向上のため、マイナンバーカード利活用の機会提供について検討を進めること。</li> </ul>
14	庁舎管理費	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新庁舎への移転に向け、庁舎の維持管理に要する工事、修繕は引き続き緊急性・重要度から必要なものに限り実施する。</li> <li>◆庁舎の電力使用量を引き続き前年度比1%（約30,000kw）削減を目標とするとともに、庁有自動車の買い替えでカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを進める等、庁舎の維持管理のため適切な執行に努める。</li> <li>◆現庁舎の維持管理に要する工事・修繕について、その必要性や設備の耐用年数等を十分に考慮し、経費の削減に努める。</li> </ul>
15	契約関係事務費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆競争入札の実施などによる公平・公正な契約事務は、健全な財政を維持するために必要不可欠であり、また、公契約の品質を確保することは区民サービスの向上に寄与することから、今後も事業を継続していく。</li> <li>◆D Xの取組みの一環として、区民の利便性向上と契約事務の効率化を図るため、契約事務の電子化について引き続き推進していく。</li> <li>◆令和6年度は電子契約の導入を滞りなく進めるとともに、今後に向けて、引き続き電子契約対象拡大について検討を行うこと。</li> </ul>
16	公有財産管理費	B：現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公有財産の適正な管理を図るため引き続き実施する必要がある。</li> </ul>
17	賦課事務費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区の基幹財源である特別区税を支える重要な事務であり、毎年の税制改正への対応を通じて確実に取り組んでいく必要がある。</li> <li>◆地方税電子化やデジタル化への取組みが加速する中、事務のさらなる効率化や手続きのオンライン化の検討を図りながら、事務改善の見直しを行っていく。</li> </ul>
18	徴収事務費	B：現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆引き続き区財源の根幹をなす区税収入を高収納率で確保するため、様々な手法を駆使し滞納整理に取り組む。</li> <li>◆口座振替およびキャッシュレス納付を含めた自主納付推進を継続して啓発していく。</li> <li>◆特別区民税収納率について、現在の高い収納率をさらに伸ばさせるための取組みを継続する。</li> </ul>
19	税務関係事務費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆税に関する啓発事業は、税収確保策として重要な業務であり、区民の納税意欲の向上や納税の貢献度の醸成などをさらに推進する。</li> <li>◆ふるさと納税については、国に対し制度の抜本的見直しを継続的に求めながら、体験型などの多様な返礼品を充実させるほか、クラウドファンディング型ふるさと納税事業を拡充することにより、区への寄附額の増加を図る。</li> <li>◆安定的な区政運営のため、区への寄附額増加のための取組みを推進する。</li> <li>◆年々増加するふるさと納税に係る住民税の減収に歯止めをかけるため、区の広報媒体やSNSを積極的に活用し、ふるさと納税制度に関する区民の理解促進を図る。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	企業・大学等との連携促進	C：手法等の改善	◆R5年度のCSR講演会では、清泉女子大学の学生団体に活動事例を発表していただくなど、企業だけではなく産学官の連携を行った。今後も企業・大学、地域の他の主体（官公署、町会・自治会、学校、商店街、NPO等）が広く連携する仕組みを取り入れながら事業改善を行っていく。
2	非核平和都市品川宣言事業	B：現状維持	◆近年の諸外国情勢や被爆者の高齢化に鑑み、唯一の被爆国として、次の世代への平和意識の啓発・継承は重要課題である。
3	危機管理経費	C：手法等の改善	◆保健所と連携の上、コロナ対応を踏まえた新型インフルエンザ等業務継続計画の見直しを行う。 ◆気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策について、環境課と連携した庁内連携体制の見直しを行う。 ◆災害時の危機管理体制については、防災課の指揮のもと庁内で円滑な連携が図られるよう、引き続き訓練などを通じて役割の明確化など実現可能な見直しを継続して実施する。
4	二十歳の集い式典経費	C：手法等の改善	◆二十歳の集いは、対象者数の増減、社会情勢、実行委員からの意見等に基づき、若い世代のニーズ・時代に即した改善・見直しを検討しながら実施すべき事業である。新型コロナウイルス感染症対策で実施を始めたオンライン配信については、配信媒体等を工夫し見直しを図っていく。
5	新年賀詞交歓会経費	C：手法等の改善	◆区に関わりの深い関係団体と新年を祝い、親睦を深めることは区政の発展に寄与する。令和5年度は、コロナ禍を踏まえ時代の変化に対応するための飲食提供の廃止など、実施方法の効率化を図った。今後も招待者の会への出席が意義あるものとするため新たな開催手法を検討していく。
6	自治功労者等表彰	C：手法等の改善	◆式典の内容については他自治体の状況も勘案し、時勢の変化に即した内容を検討すること。
7	全国自治体との連携事業	C：手法等の改善	◆全国各自治体との連携事業は、全国各地域の経済の活性化、まちの元気につながる取組みとして、改善・見直しを検討しながら実施する。
8	地域住民と外国人との交流促進	A：対象・規模等の拡大	◆在住外国人が増加している状況を踏まえ、日本人住民への多文化共生理解を進めるにあたっては、区民だけではなく、区職員向けの講座を実施することが必要であることから、多文化共生講座の拡充を図り、在住外国人が地域の一員として暮らしていける体制を強化する。
9	国際友好都市交流事業	C：対象・規模等の見直し	◆新型コロナウイルス感染症の影響がなくなった後も、交流再開に難航している姉妹都市については、品川区国際友好協会と協議を重ね、交流のあり方の検討・見直しを図る。
10	山北町との交流事業	C：手法等の改善	◆山北町との交流事業は、それぞれの地域の発展を促進し、活力のあるまちづくりにつながる取組みとして、改善・見直しを検討しながら実施すべき事業である。ひだまりの里の運営経費については、引き続き負担金の減額に向けて、山北町と検討する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	早川町との交流事業	C：手法等の改善	◆早川町との交流事業は、それぞれの地域の発展を促進し、活力のあるまちづくりにつながる取組みとして、改善・見直しを検討しながら実施すべき事業である。マウントしながわ活用事業のマウントしながわ里山再生活動については、完全委託化を見据え内容や実施手法等の改善を図っていく。
12	文書関係事務費	C：手法等の改善	◆追録関連経費に関しては、引き続き、経費縮減を図れるものについて、電子移行を図る。 ◆ファイリング用品購入、保存文書裁断溶解処理委託、軽印刷機等リースに関しては、電子決裁の推進の影響等を適切に事業費に反映し、効率性の向上を図る。
13	各種団体分担金	B：計画・規定どおり	◆分担金は、実施や予算額が決められているものであるため、今後も継続する。
14	私立学校関係費	C：対象・規模等の見直し	◆私立学校に関する事務は、東京都に代わって事務処理をしているため継続事業となる。補助金の交付については、給食費・学用品の無償化等の制度の適用外となるため継続実施するが、他自治体の動向を見つつ対象学校の見直しを検討していく。
15	総務関係事務費	C：対象・規模等の見直し	◆総合的な経費として必要であるが、事務の電子化・ペーパーレス化を検討するなど、業務の効率化を図っていく必要がある。
16	広報紙発行経費	C：取組みの一部廃止	◆広報紙はより多くの区民に必要な情報をわかりやすく伝えることができる。また、区ホームページにHTML版の広報紙を掲載したことで、131言語翻訳が可能となり、アクセシビリティが大きく向上した。一方、既存の電子書籍多言語版（10言語）や英字広報紙については関係所管と協議しつつ見直しの検討を行う。
17	区政資料等発行経費	C：対象・規模等の見直し	◆区民の情報源となる掲示物・資料として作成数等を精査のうえ発行する。 ◆統合ポスター・ちらしについては、必要性・有効性の観点から関係所管と協議しつつ見直しの検討を行う。
18	広報番組等経費	C：対象・規模等の見直し	◆ケーブルテレビ・FMラジオについて、コスト、タイムパフォーマンスが低いものを精査する。 ◆災害時等に適切な情報を速やかに区民に向け発信できる体制を維持する。
19	ホームページ等経費	C：手法等の改善	◆誰もが必要な情報に素早くアクセスできるホームページ作りを引き続き実施する。 ◆X、メール、LINE等を活用し、さまざまな方法で効果的な情報発信を行う。 ◆情報発信と区のPRを兼ねられるプレスリリースについて強化を図る。 ◆ただし、デジタルサイネージについても、費用対効果の面から手法等の見直しを検討すること。
20	イメージアップ運動経費	D：事業の廃止	◆全庁あげてのイメージアップ運動は事業開始から32年が経過し、当初の目的は達成したため、役割を終えたと評価する。 ◆今後は各部局の主体的な取り組みへの後方支援等を通じて、内部コミュニケーションのさらなる充実を図る。なお、デザインアドバイス、多言語対応、職員報の発行については、「広報広聴関係事務費」へ組み替えし実施していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	シティプロモーション推進経費	D：事業の完了	◆今後は、戦略的イメージコントロールを担う都市ブランディングの観点から事業の再構築を図る。
22	広聴経費	C：取組みの一部廃止	◆区政モニター制度は令和5年度を持って廃止する。 ◆タウンミーティングなどの区民の意見を聴取する手法については、より効果的な手法を検討し引き続き実施していく。
23	区民相談経費	C：手法等の改善	◆今後も社会情勢・区民ニーズの変化にあわせ、区内の専門士業の協力を得た各種相談を実施するとともに、オンライン相談等、新たな手法や需要についてさらに研究していく。 ◆区民等が閲覧可能な区政・地域の資料の収集、保存に引き続き取り組みつつ、他区の状況等を参考に今後の運営について研究していく。
24	情報公開等経費	C：手法等の改善	◆条例・法律の則り、引き続き適切な事務の執行に努めていくとともに、事務の効率化を図ること。
25	広報広聴関係事務費	C：手法等の改善	◆課全体に関わる事務経費として適宜見直しを図り、適正な事務の執行を検討していくこと。
26	人権啓発事業	C：手法等の改善	◆憲法・人権週間講演会は、60代以上の参加者が約7割を超えるなど、参加者の年代に偏りがあることから、より幅広い世代の参加を促すため、申請方法やテーマの企画について引き続き検討が必要である。また、併せて企業参加を増やし、区民および区内事業者の人権意識の醸成を図っていく。
27	男女共同参画推進事業	C：手法等の改善	◆条例制定を踏まえ、区民に対しては条例の基本理念に沿った啓発講座や相談事業の充実を図り、庁内に対しては事業設計にジェンダー平等の視点を活かすため職員研修等を充実させるなど、区が目指すジェンダー平等社会の実現に向けた取組みを検討すること。
28	職員共済組合業務経理等負担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆政令により定められた負担金であるため、現状の事業水準を維持・継続する。
29	災害対策職員待機寮管理費	C：手法等の改善	◆築30年越えの区有寮が多く老朽化が進んでいることから、財産収入(住宅利用料)と維持管理費用(大規模工事等)の収支バランスを考慮した計画的な維持管理の必要がある。また、他施設との複合施設については、大規模改修や改築の時期を見据えて、施設のあり方を検討していく。
30	被災地支援事業	B：現状維持	◆被災地の復興支援のため、被災地からの要請に基づき適切な職員派遣対応が求められる。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	職員研修費	C：手法等の改善	◆人材育成・確保基本方針の改定にあたっては、職員の意見等をしっかりと聴取しながら検討を進めること。また、その上で、研修内容の見直しや組換えを行い、より実効性や定着度の高い内容としていくこと。
32	代替職員雇用経費	C：手法等の改善	◆派遣配置に係る業務は、欠員および繁忙対応の人的措置として必要不可欠な一方で、各職場からは代替職員として正規職員配置の希望が多く、職員の代替方法等について検討の必要がある。
33	職員福利厚生事業	C：対象・規模等の見直し	◆職員被服貸与は引き続き業務に必要な品目の整理を適宜行う。また、エコ製品の購入拡大やリユース被服の活用を図っていく。 ◆庁舎食堂は、職員と来庁者の休憩・飲食の場を確保する必要があるため、現庁舎での運営を継続し、安全性を確保するために随時修繕等を実施する。
34	職員健康管理費	B：計画・規定どおり	◆健康診断事業は受診者の利便性を考慮しながら、法定・法定外ともに適切に実施している。 ◆メンタルヘルス不調による病気休暇・休職者の減少を図るために、メンタルヘルス不調に現に抱える職員への相談・カウンセリングの機会の拡大や復職支援は非常に重要である。
35	職員顕彰	C：手法等の改善	◆より効果的に、職員の業務に対するモチベーション向上や各所属における事業推進の士気向上につなげていくため、評価手法等について検討を行いながら事業を継続していく。
36	働き方改革推進事業	C：手法等の改善	◆「職員一人ひとりがやりがいを感じ、自分らしく働いていける環境づくり」や「ワークライフバランスの充実」に向けて、職員の意識改革や業務改善のための取組みを実施し、超過勤務時間の縮減等を実現する。
37	人事給与関係事務費	C：手法等の改善	◆システムの活用方法等について引き続き改善・見直しを行いながら、さらなるDXの推進および効率的かつ効果的で適正な人事行政運営の確保に努めていく。
38	公立学校共済組合業務経理等負担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆政令で定められた負担金のため、現状の事業水準を維持・継続する。
39	庁舎計画費	B：計画・規定どおり	◆現庁舎は築56年が経過しており老朽化がみられることから、区を取り巻く環境の変化や多様化する行政への要望に適切に対応する必要があるため、新庁舎の整備を滞りなく進める。
40	庁舎整備基金積立金	D：事業の完了	◆令和6年度に目標積立額を達成する見込みであり、令和7年度から予定される建設工事費等に活用する。

No.	事業名	最終評価および 今後の取組の方向性	説明
41	広町事業検討費	B：計画・規定どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆土地区画整理事業の事業完了に向け、事業を進捗させる。</li> <li>◆庁舎跡地等活用計画の策定を進捗させる。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	地域振興事業	C：手法等の改善	<p>◆町会・自治会の加入促進および補助金に関する支援等について引き続き実施することで、区の協働の最大のパートナーである町会・自治会がより力を発揮しやすい仕組みづくりや支援のあり方について検討する。</p> <p>◆なお、加入促進用紙袋については、転入時に限らず地域のイベント等で配布するなど、多くの方に町会・自治会活動を知ってもらえるよう工夫を図ること。</p>
2	地域環境整備等助成金	B：計画・規定どおり	<p>◆交通安全、町内美化、青少年育成、福祉増進、防犯対策など地域活動の担い手である町会・自治会の機能強化、コミュニティの活性化を図るため必要である。</p>
3	地域活動基盤整備補助	C：対象・規模等の見直し	<p>◆会館や掲示板は町会・自治会活動の基盤となるため、補助件数を精査しつつ制度の周知にも努めながら、引き続き整備に対する支援を行う。</p> <p>◆なお、掲示板への助成については、掲示板の設置およびポスターの掲示という手段・手法に対する実際の効果を検証しつつ、新たな周知方法なども引き続き研究していく必要がある。</p>
4	ふれあい掲示板管理費	C：対象・規模等の見直し	<p>◆町会・自治会の負担に加え、区報・HP・SNSなどの周知方法がある中で、掲示板の役割や効果などについて、検証を進める。</p>
5	区民まつり経費	C：手法等の改善	<p>◆ボランティアの一部活用など開催方法等について検討を行いつつ、区民まつりへの補助金での支援を継続し、明るく豊かなまちづくりとコミュニティの醸成を図る。</p>
6	地域振興関係事務費	C：手法等の改善	<p>◆事務用品は数量や必要性を精査していく。またDX推進基本計画に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。</p>
7	八潮地区まちづくり事業	C：手法等の改善	<p>◆これまで八潮みらい懇談会を通じて伺った意見や、今年度実施する八潮地区まちづくりコンセプト検討の結果を踏まえて今後の地域活動の方向性について決定し、その方向性に従って来年度以降の事業手法等の改善を進めていく。</p> <p>◆なお、ハード整備についてはその必要性を明らかにし、次年度以降の事業展開を検討する。</p>
8	区政協力委員会経費	C：手法等の改善	<p>◆区政を効率的に推進するため、効果的な意見・要望の把握方法などについて、改善を図りながら実施していく。</p>
9	協働推進事業	C：手法等の改善	<p>◆団体研修内容のブラッシュアップに加え、新たな支援策を行うなど、より一層、各団体の自立を促すような工夫を図る。</p>
10	地域振興基金積立金	B：計画・規定どおり	<p>◆今後も区民活動団体による地域貢献活動を支援するため、現状を維持していく。</p>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	地域センター等管理運営費	C：手法等の改善	◆維持管理方法の改善や工夫を行い、効率的な運営や区民サービスの充実を図る。
12	ウェルカムセンター原・交流施設経費	C：手法等の改善	◆施設利用率や自主事業数がコロナ禍前の水準に戻りつつある中で、さらに多くの方に施設を利用いただけるよう、自主事業の充実や周知を強化するなど工夫を図る。
13	区民保養所経費	C：対象・規模等の見直し	◆運営会社と連携しながら、築28年以上経過し老朽化している施設を計画的に必要な改修工事を実施し、引き続き保養施設事業を実施する。（令和4年度に簡易型プロポーザルを実施し、運営事業者を選定、民間貸付は令和5年4月から令和10年3月まで） ◆令和6年度は、保養所の在り方検討会議を開催し、関係各課と調整しながら、令和10年度以降の保養所の方向性について検討する。
14	青少年健全育成事業	C：手法等の改善	◆事業の実施方法等の見直しを行いながら地域の青少年の健全育成を推進していく。バス事業においては借り上げバスにおける経費の増加があり、適切に事業が行えるように予算を精査する。
15	地域支え愛活動経費	C：手法等の改善	◆地域支え愛に関する事業は、本事業および福祉部所管の「支え愛ほっとステーション」が軸となっているが、所管が両課にまたがることから運営上の課題が多い。効率的に事業を執行するため、類似部分の統合を含めた見直しが必要と考える。
16	歩行喫煙防止推進経費	C：手法等の改善	◆コンテナ型喫煙所の整備については、設置場所の検討を継続することとし、併せて予算の精査に努める。
17	生活安全協議会経費	C：対象・規模等の見直し	◆「こども110ばんの家」は、地域における在宅者の減少や登録者情報等を管理している学校PTAの業務負担等の課題を踏まえ、関係機関、団体と今後の運営方針について検討していく必要があるが、それ以外の生活安全協議会および地域安全のつどいは現行レベルで継続していく。
18	生活安全活動費	C：手法等の改善	◆特殊詐欺重点対策プロジェクト等の防犯対策や広報啓発活動は、その時々での犯罪の発生状況、手口の変化等に即した対策を講じる必要があるため、前例にとらわれず、常に改善・見直しを考えながら柔軟に実施する。 ◆なお、自動通話録音機の無償貸与については、高齢者等へ一定程度浸透し、申請が頭打ちとなっていることから、予算額を精査する必要がある。
19	生活安全サポート隊活動費	C：手法等の改善	◆警察OB・OGの活用は有効であるものの、費用対効果を検証し、効率的な事業実施に努める。
20	児童見守りシステム運営費	C：手法等の改善	◆協力者への登録数について、共働き家庭の増加等の影響で減少傾向にあることから、通学路に近接する事業所や店舗に協力を依頼するなど、新たな防犯ネットワークを構築できるよう工夫を図る。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	防犯活動団体支援	C：手法等の改善	◆地域の防犯カメラは、警察の意見を踏まえ設置されているが、分布に極端な過不足が生じないように注意を払う。新規事業の住まいの防犯対策助成により、戸建て住宅における防犯カメラ等の設置促進を図る。
22	社会を明るくする運動経費	C：手法等の改善	◆区や関係機関の取組みに関する周知を工夫し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生に関する理解を促進する。
23	統計調査事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本計画に基づき、ペーパーレス化の促進等に努める。
24	区統計資料作成費	C：対象・規模等の見直し	◆区の統計資料として、各種情報を体系的に収録し利用者へ適切な資料の提供を行うことは、区民をはじめ各行政機関等の施策にも需要があるため、統計書の作成は継続するが、必要数の確認を行うなど、発行部数を精査していく。
25	統計調査員等確保対策	C：手法等の改善	◆各種基幹統計調査を円滑に実施するため、公募PRを工夫し、統計調査員の確保または増員していく必要がある。 ◆今後も研修を通じ、調査に必要とされる知識や注意事項の確認など、資質の向上を図っていく。
26	学校基本調査	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆統計法に基づく基幹統計調査として実施している法定受託事務である。
27	建設工事統計調査	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆統計法に基づく基幹統計調査として実施している法定受託事務である。
28	経済センサス調査区管理	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆統計法に基づく基幹統計調査の基礎として実施している法定受託事務である。
29	住宅・土地統計調査	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆統計法に基づく基幹統計調査として実施している法定受託事務である。
30	国勢調査調査区設定	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆統計法に基づく基幹統計調査の基礎として実施している法定受託事務である。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	農林業センサ調査区設定	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆統計法に基づく基幹統計調査として実施している法定受託事務である。
32	戸籍届出事務費	C：手法等の改善	◆振り仮名法制化対応に向けて、職員と委託の業務切り分けを見直し、最も効率的な方法で業務を実施する必要がある。
33	戸籍証明事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆正確性を確保しつつ、コンビニ交付率の上昇をさらに図ることで区民の利便性の向上、事務コストの縮減等について検討を行いながら業務を推進する。
34	住民基本台帳事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆正確性を確保しながら、住民の利便性の向上、事務コストの縮減等について検討を行いながら業務を推進する。
35	中長期在留者関係事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆出入国管理及び難民認定法等に基づき事務を円滑に遂行する必要がある。
36	印鑑登録証明事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆正確性を確保しつつ、区民の利便性の向上、事務コストの縮減等について検討を行いながら業務を推進する。
37	住居表示管理事務費	B：現状維持	◆正確性を確保しながら、住民の利便性の向上、事務コストの縮減等について検討を行いながら業務を推進する。
38	行政サービスコーナー経費	C：対象・規模等の見直し	◆大井町サービスコーナーについては、施設の老朽化の度合いや規模の狭小さから、今以上のサービス展開は望めず、またコンビニ交付がさらに普及すれば、行政証明書の発行場所としての機能の低減が見込まれる。今後、証明書発行業務は新庁舎へ統合する等、業務の見直しの検討が必要である。
39	個人番号カード経費	C：対象・規模等の見直し	◆マイナンバーカードは今後も普及が見込まれる事業であり、5年ごとの電子証明書の更新および10年ごとのカード更新など、各種更新事務を円滑に行うことのできる体制の構築を検討する。
40	区民斎場運営費	D：事業の廃止等に向けた検討	◆なぎさ会館は、臨海斎場のように火葬場が併設されていないため、利便性が低く利用率が低下傾向にある。しかし、運営費が大きく赤字経営が継続していることと、同一目的である臨海斎場が令和8年度に式場の拡充を予定しているため、今後の経費増加を鑑みて本事業は3年以内に廃止を検討する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
41	臨海斎場運営費	B：計画・規定どおり	◆今後、日本の人口は死亡数が出生数を上回る人口の自然減少が生じ多死時代を迎え、当該施設の必要性和重要性が増して来ると思われる。引き続き他4区と協力して施設維持に努める。
42	中小企業センター運営費	C：手法等の改善	◆引き続き先進自治体等の取り組み事例の調査を行いつつ、中小企業センターの今後のあり方や必要とされる機能についても検討していく。
43	伝統的産業の振興	C：手法等の改善	◆若い世代に向けた情報発信や、参加・体験型のイベントを拡充しつつ、品川区の伝統的産業の振興を引き続き図っていく。
44	産業振興事業助成金	B：現状維持	◆各団体とも、品川区の産業支援施策や企業間交流等に重要な役割を果たしており、それぞれの組織の円滑な運営を支援しながら、引き続き区内産業の活性化および下支えを進めていく。
45	勤労者福利厚生事業	B：現状維持	◆品川区内の中小企業の従業員および事業主等の福利厚生や安定的活動に重要な役割を果たしており、組織の円滑な運営支援を通じ、引き続き福利厚生の充実を進めていく。
46	企業活力強化支援事業	D：事業移管・統合	◆区内中小企業への相談等支援を一体的に進めるため、次年度、当該事務事業を経営相談事業へ移管し、本小事業は廃止する。 ◆コロナ禍の収束等に伴い、専門家派遣回数を通常時に戻す等の見直しを行いつつ、企業の経営力向上やイノベーション創出において、専門家の知見を活用した総合的な企業支援を引き続き行っていく。 ◆なお、多様化する企業のニーズに応えるため、専門的知識を有する新規ビジネスカタリストの確保に努める。
47	産学連携推進事業	A：対象・規模等の拡大	◆モンゴル高専との科学技術交流事業については、次年度、雇用確保支援事業へ移管する。 ◆産学連携は、区内企業の人材のスキルアップやイノベーション推進等に有効な政策スキームであり、引き続き取組みの推進を図る。とりわけ、モンゴル高専との科学技術交流事業は、区内中小企業のニーズも踏まえつつ、取組みの拡大を図っていく。 ◆また、雇用確保支援事業へ移管するものの、モンゴル高専との科学技術交流事業をモデルケースとし、外国人材の活用に関する研究を進める。
48	企業連携推進事業	D：事業移管・統合	◆他小事業と統合し、さらなるスタートアップ支援の拡充を図る。 ◆スタートアップ企業の集積地としての「五反田バレー」と連携した取組み強化や区内企業の新たなイノベーションの創出機会の提供は、新規事業の創出や区内産業の活性化につながることから、組織改正を機に適宜事業内容を見直し、事業移管を行う。
49	産業活性化推進事業	D：事業移管・統合	◆他小事業と統合し、さらなるスタートアップ支援の充実を図る。 ◆スタートアップの成長促進および集積を図るため、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた取組みを行うほか、資金調達機会等のさらなる創出に向けた取組みについても検討していく。 ◆スタートアップ等支援の方向性を明確にしつつ、地域活力の向上・区内産業全体の活性化に向け、各種事業を推進する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
50	創業支援センター等運営費	C：手法等の改善	◆各施設の特徴を活かした創業支援は、区をブランディングする上で大きな特徴となることから、より一層周知を強化していく。
51	品川産業支援交流施設経費	C：手法等の改善	◆品川産業支援交流施設SHIPは、品川区内の産業交流・連携による区内産業の活性化において中心的役割を果たしており、区が推進するスタートアップ・エコシステムとも連携を図りながら、指定管理者制度を通じて創業支援等を進めていく。
52	品川ビジネスクラブ助成金	C：手法等の改善	◆品川区と連携しつつ、区とは異なる手法（民間企業の協賛・協力、個別・集中的な企業支援、工房機器（レーザーカッター・3Dプリンター）等）も活用し、区内産業の活性化を促すことが期待できる。引き続き協力して産業支援を進めていく。
53	産業文化施設経費	B：現状維持	◆令和6年5月開業、安定的な稼働率の確保と効率的な施設運営を図る。
54	就業支援事業	C：手法等の改善	◆多様化する求職者のニーズに対応するため、引き続きハローワーク品川と連携して、支援の手法を検討しながら雇用・採用状況を改善させていく必要がある。
55	就業関連団体支援事業	C：手法等の改善	◆高齢者に対する就労支援は、生きがいの増進や「人手不足」で悩む企業等の課題解決にもつながることから、各団体の取組支援を通じて、引き続き就職ニーズに対応していくことが必要である。
56	産業情報収集提供事業	C：取組みの一部廃止	◆経済・社会情勢の変動に機動的に対応しつつ、区内事業者に対して助成金や融資等の不可欠な経営情報をタイムリーに提供し、区内経済の下支えを行う。 ◆なお、区内中小企業のニーズ把握のあり方について、効果的な手法を研究する。
57	中小企業事業資金融資あっせん	C：手法等の改善	◆経済情勢の悪化のみならず、高い付加価値の創出にも対応できる多様な制度設計に配慮しつつ、区内中小事業者を継続的に支援し、更なる産業振興を図る。 ◆物価高騰等による緊急融資については特例的な対応であり、融資のメニューや条件等について適時見直しをする必要がある。
58	経営支援セミナー運営費	C：手法等の改善	◆国の予算方針（骨太の方針2024）において、企業人材の学び直し（リスキリング）について経営人材も含めた支援策が強化される動きとなっており、令和6年度から区も都事業と連携した支援を開始しているが、こうした支援施策動向を見ながら、本事業についても支援手法の見直しを図る必要がある。
59	経営相談事業	B：現状維持	◆業況悪化の局面以外に事業成長を促すための経営相談も重要であり、引き続き、各分野の専門家による経営相談事業を有効活用していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
60	事業承継支援事業	C：手法等の改善	◆令和4・5年度は、全ての指標において目標値を下回る結果となっている。円滑な事業承継を後押ししていくためにも、周知方法等の見直しが必須である。
61	雇用確保支援事業	C：手法等の改善	◆人材不足は特定の業種のみならず、全ての企業の課題となっている。これまでの、経費助成を中心とした支援を検証しつつ、これまでとは視点を変えた施策に軸足を移す必要がある。
62	競争力強化支援事業	A：対象・規模等の拡大	◆中小企業のDX・デジタル化等による生産性の向上や付加価値の創造は、区内産業の競争力を高め、社会課題の解決にもつながるものであるため、区内企業の動向やニーズを注視しながら、区内産業の活性化に向けた支援を引き続き強化していく。 ◆なお、それぞれの事業が企業業績に結び付いているのか詳細な分析を行いつつ、区内産業の活性化のため、DX・デジタル化など中小企業支援を推進する。
63	販路拡大支援事業	C：手法等の改善	◆区内企業の製品や技術を積極的にPRしながら、新たな収益機会の拡大とブランド力向上につなげていく販路拡大支援を通じて、区内産業の活性化を図っていく。
64	運送事業者等燃料費高騰対策支援金	D：事業の完了	◆本事業は、緊急経済対策で実施した事業であり、令和5年度で完了した。
65	省エネルギー対策設備更新助成金	D：事業の完了	◆本事業は、緊急経済対策で実施した単年度事業であり、令和5年度で完了した。
66	商店街振興事業	C：手法等の改善	◆区内商店街の維持・活性化にあたっては、伴走型の支援が必要不可欠であることから、より多くの商店街にサポーター事業を活用してもらえるよう、周知等に創意工夫を図る。
67	商店街にぎわい創出事業	C：手法等の改善	◆商店街を含めた地域のにぎわいや、魅力ある商店街の増加につなげていくためには、継続してイベント支援等を進めることが必要である。
68	商店街活性化推進事業	B：計画・規定どおり	◆商店街装飾灯の改修（LED化対応等）や、多言語化対応等を通じて、商店街の利便性向上や活性化を引き続き支援していく。
69	商店街ステップ・アップ支援事業	C：手法等の改善	◆ミニイベント開催・運営が困難な商店街も多いことから、商店街サポーターによる働きかけ等の支援も継続していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
70	商店街店舗支援事業	C：手法等の改善	◆商店街の中で特に集客のきっかけになるような個店の成長（またはグループによる取組み）を支援していくことで、区内商店街の魅力度をより高め、認知度の向上および利用者の増加につなげていく。
71	共通商品券普及促進事業	C：手法等の改善	◆デジタル商品券やデジタル地域通貨の導入を検討するなど事業内容をブラッシュアップし、商店街等地域商業の振興を図る。
72	商店街連携推進事業	C：手法等の改善	◆これからの商店街にとって、団体や企業等との連携が重要であることは理解するが、本事業は手法が限定されていることから活用が難しくなっている。現状に即した支援策についての見直しが必要である。
73	消費生活相談および支援	C：手法等の改善	◆エシカル消費イベントについて、SDGs 推進を加速させるよう、積極的に事業を展開していく。 ◆幅広い年齢層で消費生活相談の件数が増えている現状を踏まえ、啓発講座の内容を工夫し、積極的に周知啓発に努める。
74	消費者センター運営費	B：現状維持	◆複雑・多様化する消費者トラブルに対応するため、引き続き相談員の人材育成に努め知識を向上させることで、区民相談への対応能力向上と共に消費者被害の早期発見と防止に取り組んでいく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	観光資源整備事業	C：取組みの一部廃止	<p>◆水辺のブランディングに向け効果的な観光施策を取捨選択したうえで、都市ブランディングとの一体的な打ち出しを検討する。</p> <p>◆地域資源活性化事業補助金については、集客が見込めるイベントの立上げを支援し地域の賑わい創出と区への来訪者増加を図るという役割を終えたため、令和6年度をもって廃止する。</p>
2	観光情報発信事業	C：取組みの一部廃止	◆費用対効果が小さい情報発信事業については、見直しを行う。
3	観光サービス充実事業	C：手法等の改善	◆パンフレットについては、類似するパンフレットの統合および必要な部数を精査し、作成・増刷する。
4	外国人観光客誘致事業	D：事業の廃止	◆令和5年度行政評価でのD評価を受けて、不要な事務事業の廃止、必要な事務事業の再編を行う。
5	フィルムコミッション事業	D：事業の廃止	◆令和5年度行政評価でのD評価を受けて、事業の見直しを図る。
6	区民レクリエーション	C：手法等の改善	◆いけばな展では、ワークショップ（令和4年度）やお茶席の設置（令和5年度）といった新規の取組みを行い、参加者に楽しんでもらう工夫を行っている。他の事業でも実施方法等の新たな工夫を図っていく。
7	各種団体支援	C：手法等の改善	◆自主グループ講師派遣について、件数が減少しているが、予算の範囲内で採択件数を増やせるよう新たな工夫を図っていく。
8	文化芸術・スポーツ活動支援事業	C：取組みの一部廃止	<p>◆絶え間なく変化する文化芸術活動の支援のニーズに対して柔軟に対応することで、区民の「生きがい」「夢」「つながり」発見のきっかけづくりに貢献する。</p> <p>◆しながわ文化活性化事業助成については、東京2020大会のレガシーとしての文化芸術活動の支援という一定の役割を終えたため廃止する。</p>
9	品川区民芸術祭経費	C：手法等の改善	◆新型コロナウイルス感染症拡大のため停滞していた文化活動を活性化させるため、実施方法も含めより効果的に事業を運営できるよう検討を進める。
10	品川文化振興事業団助成金	B：現状維持	◆今後も地域に寄り添いつつ文化芸術の振興を図ることは必須であるため、継続して実施する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	社会教育委員会議運営費	D：事業の廃止	◆教育委員会での諮問機関という目的で設置している以上、すでにその役目を終えたことから令和5年度をもって廃止とした。
12	文化活動関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
13	区民学習支援経費	C：手法等の改善	◆コンセプトが類似している事業の棲み分け・統合等の検討を行う。 ◆チャレンジ塾について、毎年同じテーマではなく、魅力あるテーマを設定し参加者増加を図る。
14	シルバー大学	C：手法等の改善	◆段階的にコロナ禍前の事業規模に戻し、定員を満たすよう周知等強化を図る。
15	障害者の学習活動支援	C：手法等の改善	◆青年から自主へのコース移行者が減り各コースの特色が薄れているため、参加しやすい環境を見直し、コース区分の再検討を行う。 ◆参加者の特性から「福祉的」対応も多い中、職員やボランティアに福祉職は在籍しておらず、事業実施に不安を抱えている。研修の強化等、福祉関係所管との協力体制について検討を行う。
16	総合区民会館運営費	C：手法等の改善	◆コロナ禍で変化した利用者ニーズを的確に捉え、指定管理者と連携しサービス向上に創意工夫を図ることで、利用者の増加に努めるとともに、指定管理料の縮減に努める。
17	荏原平塚総合区民会館運営費	C：手法等の改善	◆コロナ禍で変化した利用者ニーズを的確に捉え、指定管理者と連携しサービス向上に創意工夫を図ることで、利用者の増加に努めるとともに、指定管理料の縮減に努める。
18	区民活動交流施設運営費	C：手法等の改善	◆事業規模は現状維持とするが、施設管理・運営形態は引き続き見直しを検討する必要がある。
19	文化センター運営費	C：手法等の改善	◆指標に掲げる貸室利用件数等について目標値を達成するよう、創意工夫を凝らした施設管理および運営に努める。 ◆アンケートなどを用いて利用者満足度を把握し、今後の施設運営に活用すること。
20	歴史館運営費	C：取組みの一部廃止	◆歴史館リニューアルが計画どおり進み、新しい文化観光・交流拠点として再開館したため、リニューアル事業については完了となる。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	地域スポーツ支援	B：計画・規定どおり	<p>◆品川区スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツの力でつなぐ みんなの笑顔が輝くまちしながわ」の実現に向け、これまで以上に地域スポーツクラブや区内のスポーツ活動団体等と連携し、誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりに継続して取り組むとともに、しながわシティランの開催を通じて、区の魅力を区内外に発信し、区民のシビックプライドの醸成を図る。</p> <p>◆なお、品川区スポーツ推進計画に則り、指標に掲げるスポーツ教室・イベント実施数等の目標を達成するよう努めるとともに、しながわシティランについては、引き続き協賛金の獲得に努め、持続可能な大会となるよう創意工夫を図る。</p>
22	地域スポーツ施設開放	C：手法等の改善	<p>◆身近な地域でスポーツができる場を引き続き提供することにより、区民のスポーツ・レクリエーション活動を推進する。</p> <p>◆学校施設開放の申請手続については、現在、紙の申請書・納付書を用いて行われていることから、団体・学校の負担軽減を図るため、品川区施設予約システムを活用したオンラインによる申請および支払の導入を進めていく。</p>
23	少年少女スポーツ普及事業	C：手法等の改善	<p>◆少年少女スポーツ大会および少年少女スポーツ開放については、日頃のスポーツ活動の機会や成果発表の場として継続していく。</p> <p>◆ジュニアスポーツ拡大・定着プロジェクトについては、幅広い年齢層の子どもが多様な種目を体験できるようメニューの見直しおよび拡充を図る。</p>
24	オリンピック・パラリンピックススポーツ等振興事業	C：手法等の改善	<p>◆東京2020大会のレガシーとして幅広く事業展開を行ってきたが、各事業を再度精査し、実施方法などについて改善・見直しを検討する。</p>
25	野外活動事業	C：手法等の改善	<p>◆キャンプ場の維持管理を適切に行うことにより、貴重な自然体験の場として開放するとともに、キャンプ需要の高まりを受け、幅広い世代の参加者が楽しめるよう事業内容の見直しおよび実施方法の工夫を図る。</p>
26	区民スポーツ大会	C：手法等の改善	<p>◆募集方法および申込方法について、適宜見直ししながら事業を実施する。</p>
27	品川区スポーツ協会助成金	B：現状維持	<p>◆身近な地域で区民のライフステージに応じたスポーツに参加する機会・場を提供することにより、区民スポーツの推進を図るとともに、加盟団体への助成事業を通じて、区民による区民のための事業運営を展開し、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を図る。</p>
28	体育館運営経費	C：手法等の改善	<p>◆区民スポーツの重要な活動拠点として、より効率的・効果的な管理運営を行うとともに、フリー利用の参加人数など指標に掲げる目標を達成するためにも、各種スポーツ団体のノウハウを活用した事業展開を図る。</p>
29	公園運動施設費	B：現状維持	<p>◆公園運動施設の利用率は、庭球場では約90%と非常に高く、全体でも約70%となっており、区民のスポーツ活動の拠点として重要な役割を果たしている。今後も、更なる利用拡大を図り、身近なスポーツ活動の場として開放していく。</p> <p>◆しながわ中央公園ボルダリング場について、ボルダリング教室等を通じて、施設の利用促進および競技の普及・啓発を図る。</p>
30	施設予約システム管理経費	B：現状維持	<p>◆令和6年度の施設予約システムのリニューアルに合わせて、引き続きオンライン決済の導入など区民の利便性向上に努める。</p>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	子育て支援推進費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て支援アプリについては、リニューアルを行いユーザビリティが向上したことから、さらに充実した子育て支援情報を配信していく必要がある。</li> <li>◆子育て応援プログラムについては、今後も引き続き実施し、乳幼児親子の不安感や孤独感の解消を図っていく必要がある。</li> </ul>
2	プレイパーク運営費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆荏原地区での外遊び事業については、モデル推進事業を通じて地域のニーズを汲み取ったうえで、実施方法を検討していく。</li> </ul>
3	児童センター運営費	B：計画・規定どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設整備を着実に進めつつ、地域ごとの特色を生かした児童センター機能の強化・充実を図っていく。</li> </ul>
4	すまいるスクール運営費	B：計画・規定どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆仕出し弁当の配送サービスについては、ニーズ把握も含めて継続して実施する。</li> <li>◆第三者評価を定期的に行い、すまいるスクールの運営全体の質の向上に努める。</li> </ul>
5	青少年問題協議会	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆青少年問題協議会では、貴重な多機関での情報共有の場という機会を生かし、さらなる連携に努める。</li> <li>◆会議の開催方法等については効率の高い方法を検討するとともに、委員の構成についても見直しを検討する。</li> <li>◆冊子やパンフレットの配布については、教育委員会事務局と連携し、電子化の検討を行う。</li> </ul>
6	青少年育成活動	A：対象・規模等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども若者応援フリースペースの拡大等、生きづらさをもつ子ども・若者とその家族のためのニーズに合った支援を行っていく。</li> <li>◆令和6年度に策定する品川区こども計画に沿った取組みを推進していく。</li> </ul>
7	在宅子育て支援拠点事業	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一時預かり事業利用者の利便性を図るとともに、利用者数の拡大に向けて事業のあり方を検討していく。</li> </ul>
8	児童相談事業	B：計画・規定どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応が図れるよう、庁内関係部署および学校、警察などとの関係機関と連携し、子どもを見守り、子育て中の保護者を支える地域の力の向上を目指し、すべての子どもが適切な養育を保障され児童虐待のないまちの実現に向けて引き続き実施する。</li> </ul>
9	子育て支援事業運営費	B：計画・規定どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆仕事や育児疲れを理由とする利用等、一時預かりの多様なニーズがあることから、引き続き多くの利用者の受け皿となるよう事業を実施していく。</li> </ul>
10	ネウボラネットワーク経費（子育て期）	B：現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児不安が生じやすい産後の時期における支援は必要性が高いため、国・都の補助制度の動向を注視しながら、母子保健分野との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていく。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	ヤングケアラー支援事業	B：計画・規定どおり	◆令和6年度に拡充した支援事業も含め、より多くのヤングケアラーが適切な支援につながる環境を構築できるよう努める。
12	子育て世帯サポート事業	D：事業の完了	◆本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国）を活用した令和4年度の時限事業のため。（令和5年度は繰越で事業を行った。）
13	ファミリーサポートセンター運営費	C：手法等の改善	◆子育て家庭の援助ニーズが多様化されている昨今、需要（依頼会員）に供給（提供会員）が追いつかないことでマッチングが成立しづらくなっている。また提供会員の高齢化問題もあり、新規の提供会員獲得が課題である。事業周知の強化や提供会員の要件拡充、預り場所の拡大、ボランティア報酬の一部公費負担による上乘せ等、他自治体の取組みも参考にしつつ、継続的に見直し、改善を行う。
14	児童相談所移管推進事業	D：事業の完了	◆令和6年10月の児童相談所開設をもって、児童相談所移管推進事業は完了となる。 ◆開設後は、児童相談所の運営や維持管理等に係る事業を新たに立ち上げ、展開していく。
15	奨学金貸付事業	B：現状維持	◆奨学金貸付事業は、子どもの生まれ育った環境による格差を改善し、子どもの将来の選択肢を広げる一助となる事業である。国や都、日本学生支援機構等の支援策を注視しながら、継続的に実施していく必要がある。
16	子どもすこやか医療費助成事業	B：現状維持	◆子どもに対する医療費助成は、区民ニーズも高いことから今後も継続的に実施していく必要がある。
17	高校生等医療費助成事業	B：現状維持	◆高校生等の健全育成に資する事業のため、継続して実施する。 ◆区の独自負担分（所得制限・自己負担分）と令和8年度以降の費用負担については、特別区長会を通じて東京都と協議をしていく。
18	各種手当事務	C：手法等の改善	◆令和7年度のシステム標準化までの期間も、電子申請手続きの拡大やAI-OCRの活用等を検討し、事務の効率化を図る。
19	児童手当給付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆児童手当法に基づく事業であり、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資するため、今後も実施していく必要がある。 ◆令和6年10月分から所得制限撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降の多子加算拡充等の制度改正が行われ、児童手当受給者数が大幅に増加する。
20	児童育成手当給付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆経済的、環境的に厳しい世帯への支援であり、子どもの環境格差解消のため、継続的に実施していく必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	児童扶養手当給付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆児童扶養手当法に基づく事業であり、ひとり親世帯などの家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、今後も実施していく必要がある。
22	子育て世帯生活支援特別給付事業	D：事業の完了	◆エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るために、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国）を活用して実施する時限的な事業であり、令和6年度を以って終了する。なお、国や都の動きがあれば迅速に対応する。
23	母子生活支援施設運営費	B：現状維持	◆母子生活支援施設「品川区ひまわり荘」は児童福祉法に基づく施設であるため、今後も指定管理者や関係機関と密に連携をとりながら、支援が必要な母子世帯に対して適切な自立支援を行っていく必要がある。
24	女性福祉事業	B：現状維持	◆東京都の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の趣旨に沿って事業を継続していく必要がある。 ◆今後さらに複雑・多様化する相談や支援内容をより丁寧に対応するためには、婦人相談員の専門性向上と支援体制強化が課題である。
25	子どもの未来応援事業	A：対象・規模等の拡大	◆令和5年4月に策定した品川区子ども・若者計画（第2期）において重点課題の1つとして位置付けられている。GCFも5年連続で目標額を大きく上回るなど、区民・企業共に支援に対する関心が高いことから、民間活力などを生かした事業拡大を検討していく必要がある。
26	入院助産費	B：現状維持	◆児童福祉法に基づく措置による制度であることから、継続的に実施していく必要がある。
27	ひとり親家庭自立等支援	A：新規の取組み	◆現在、ひとり親家庭の相対的貧困率は依然50%弱と高い状況にあり、令和5年4月発足のこども家庭庁においても、ひとり親家庭の支援として子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱が掲げられている。令和6年度は新規事業として養育費の確保や親子交流支援を実施し、ひとり親家庭支援の充実を図る。
28	ひとり親家庭医療費助成事務	B：現状維持	◆ひとり親家庭の健康を維持していただくため、大きな負担となる医療費の助成は不可欠であり、今後も継続して実施していく必要がある。
29	ひとり親世帯臨時特別給付金	D：事業の完了	◆ひとり親世帯への臨時特別給付金であり、令和6年度で事業完了予定であるが、今後については国や都の動きに応じて検討する。
30	保育園改築事業	C：手法等の改善	◆区立保育園を改築し、安全・安心で質の高い保育を提供することは、子育て世帯のウェルビーイングを向上させるために重要な事業である。 ◆未就学児の人口や保育ニーズ、国の動向等を踏まえて、保育施設の適正配置および民間活力の導入の検討を行っていく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	ぶりすくーる西五反田経費	B：現状維持	◆引き続き保育・教育の質の向上に努めるとともに、認定こども園化に向けた課題等の検討を進めていく。
32	区内私立保育園開設経費	C：手法等の改善	◆未就学児の人口やニーズ、国の動向等を踏まえて、区内保育施設の適正配置および民間活力の導入の検討を行っていく。
33	認証保育所保育料助成	C：手法等の改善	◆令和6年度から、これまでの各助成制度（認証保育所保育料助成制度・認可外保育施設保育料助成制度）を統合し、対象となる施設の拡大を図るなどの見直しを行い、幅広い子育て支援を推進していく。
34	認可外保育施設等保育料助成	C：手法等の改善	◆令和6年度から、これまでの各助成制度（認証保育所保育料助成制度・認可外保育施設保育料助成制度）を統合し、対象となる施設の拡大を図るなどの見直しを行い、幅広い子育て支援を推進していく。 ◆ベビーシッター利用支援事業は、増加するニーズに的確に対応するため、業務委託等を活用した事務処理の効率化を図っていく。
35	私立幼稚園保育料助成	C：手法等の改善	◆利用園児数が減少傾向にある中で保護者の経済的負担を軽減するため、助成事業を見直す必要がある。
36	保育園運営費	C：手法等の改善	◆第三者評価（利用者調査）における利用者満足度を高めながら、事業を継続していく。 ◆保育園のあり方や特別保育事業の必要性および実施方法については、引き続き検討を進める。
37	保育園維持管理費	C：手法等の改善	◆安全で快適な保育環境の整備に向けて、設備の老朽化を考慮し、適切な点検や修繕を行うとともに、様々なニーズに合わせた保育環境の充実を推進していく。
38	就学前教育推進事業	C：手法等の改善	◆ICTと保育現場の現状を勘案しつつ、質の高い保育・教育を推進していく。
39	幼保一体施設保育園運営費	C：手法等の改善	◆様々な保育ニーズに対応し、利用者満足度を高めながら、事業を継続していく。 ◆保育園のあり方や特別保育事業の必要性および実施方法について、引き続き検討していく。
40	幼保一体施設幼稚園運営費	C：手法等の改善	◆様々な保育・教育ニーズに対応し、利用者満足度を高めながら、事業を継続していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
41	幼保一体施設維持管理費	C：手法等の改善	◆様々なニーズに合わせた保育環境の充実を推進していく。
42	公設民営保育園経費	C：手法等の改善	◆既存の公設民営保育園については、区立保育園民営化ガイドラインに基づき、民間事業者に運営を委託し、その間の運営状況等を効果検証のうえ、設置者を区から運営事業者へ変更する検討を行っていく。
43	各種児童保育委託	C：手法等の改善	◆コロナ禍を経た需要の変化を分析し、他の自治体を参考にしながら、新たな施設の開設による地域バランスの改善等、総合的な事業の見直しを引き続き検討していく。
44	幼稚園運営費	C：対象・規模等の見直し	◆幼稚園ニーズの減少を踏まえ、単独設置の城南幼稚園、浜川幼稚園、伊藤幼稚園は順次、閉園とする。そのうち、施設の老朽化が進んでいる伊藤幼稚園を令和6年度末で閉園する方針とする。
45	幼稚園維持管理費	C：手法等の改善	◆今後の廃園の時期や設備の老朽化を考慮しながら、様々なニーズに合わせた環境整備の充実を推進していく。
46	保育関係事務費	D：事業移管・統合	◆令和6年度に組織改正を実施し、事業を関係各課に移管したため、当該事業は廃止する。
47	区内私立保育園経費	C：手法等の改善	◆既存の保育園のイメージに捉われず、利用者満足度を高めながら、事業を継続していく。
48	地域型保育事業経費	C：対象・規模等の見直し	◆保育需要は量的なものから質的なものに転換されていくため、地域型保育事業が個別的ニーズに応えられるよう、特別支援保育に関する心理士の巡回相談の回数を増やすなど、充実した保育を安定的に提供できるよう事業を支援していく。 ◆定員に空きが発生し閉園する園も発生していることから、事業縮小を視野に入れた見直しが必要である。
49	認証保育所経費	C：対象・規模等の見直し	◆保育需要は量的なものから質的なものに転換されていくため、今後も特別支援保育に関する相談に対応する心理士による認証保育所への巡回相談の機会を拡充するなど、保育提供体制をより充実させるよう事業を支援していく。 ◆待機児童0を達成し、定員に空きのある保育園が散見され、定員充足率も低下傾向にあるため、事業縮小に向けた検討が必要である。
50	認可外保育施設等経費	C：手法等の改善	◆全ての子育て家庭がライフスタイルに応じて利用することができる認可外保育施設への需要は見込まれるため、時代に応じた多様な保護者ニーズに対応できるよう適宜、見直しながら安定的に保育サービスが提供されるよう支援していく。

No.	事業名	最終評価および 今後の取組の方向性	説明
51	区外保育園委託	B：現状維持	◆品川区区内居住の保護者・児童が区外の公私立保育施設を利用する場合であっても、安定的な保育サービスを受けることができるよう支援を継続していく必要がある。
52	私立幼稚園経費	C：対象・規模等の見直し	◆学校心理士による巡回相談については、障害児の受入れ人数増加に伴うニーズを踏まえた支援を行う。 ◆区内私立幼稚園の利用児童数は、第二期子ども・子育て支援事業計画の目標値を達成できておらず、減少傾向にある。このため、今後は満3歳未満の乳幼児を対象とした預かりの実施等、利用児童獲得に向けより効果的な事業実施のための改善・見直しを行う必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	高齢者安否確認事業	C：手法等の改善	◆見守り体制の整備により、高齢者の生活の安全を確保することは重要であるが、見守り活動を実施する地域住民団体は年々減少傾向であることなどを踏まえ、引き続き見守り体制の充実・工夫を図る必要がある。
2	高齢者福祉施設整備費	A：対象・規模等の拡大	◆高齢者人口の増加に伴い、施設入所の需要が見込まれることから、高齢者福祉施設の整備を促進する必要がある。また、認知症高齢者グループホームの整備については重点事業となっていることから、認知症高齢者グループホーム・障害者グループホーム整備方針に基づき今後も計画的に整備を進めていく。 ◆整備の推進にあたり、民間事業者から整備相談を受けるものの整備に至らない要因を分析すること。引き続き誘致を図るとともに、用地を確保するための情報収集や土地所有者への働きかけを積極的に行うこと。
3	社会福祉法人認可・指導 監査事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法定受託事務のため、事業の水準を維持する必要がある。
4	地域福祉推進費	A：対象・規模等の拡大	◆令和7年度より本格実施となる重層的支援体制整備事業および孤独・孤立対策推進事業は、各関係機関や他部署との連携を密に行い、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援を一体的に実施するなど、より一層の支援強化を図ること。 ◆支え愛・ほっとステーションの相談体制拡充は、高齢者以外の既存の相談機能との連携など課題を整理した上で検討すること。
5	民生委員活動経費	C：手法等の改善	◆民生・児童委員の担い手不足解消に向けて国において居住要件の緩和について検討していることから動向を注視するとともに、引き続き担い手の確保に努めるほか、「高齢者等地域見守りネットワーク事業」など多様な見守り体制の構築を図ること。
6	成年後見制度経費	C：手法等の改善	◆認知症により判断能力の低下した高齢者等への権利擁護の充実は、今後一層行政需要が高まっていくことが見込まれるため、品川区社会福祉協議会と連携し、中核機関として成年後見制度の周知方法や成年後見人への支援の拡充等を検討していく必要がある。
7	社会福祉基金積立金	B：現状維持	◆社会福祉事業を安定的に実施していくため、引き続き基金を活用することが求められる。
8	福祉計画事務費	C：手法等の改善	◆ほっとサロンは高齢者等の生きがいのある生活を住民自らが作り出せるよう、活動の場の提供や、運営支援を継続していく必要性が認められる。一方で、その他の費用についてはDX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底やデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
9	障害者施策推進経費	C：手法等の改善	◆障害に対する差別や偏見等を感じる障害者の割合は3割以上と高い数字になっており、普及啓発や理解促進に向けてさらなる工夫が必要である。
10	障害福祉サービス事業者 指定等経費	C：対象・規模等の見直し	◆令和6年10月の区児童相談所開設により障害児通所支援等の指導および監査事務が移管され、事務量が大幅に増加することから、適切な指導検査体制を確保する必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	障害者福祉施設等整備費	A：対象・規模等の拡大	<p>◆心身の発達に遅れや障害のある児童の増加、障害者の高齢化・重症化に伴い、通所施設や障害者グループホーム等の需要が見込まれることから、障害者福祉施設等の整備を促進する必要がある。</p> <p>◆今後の施設整備にあたっては、障害種別の偏りについて留意しながら進める必要がある。</p>
12	障害者施策関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める
13	権利擁護支援事業	B：現状維持	◆根拠法令等により定められている事業であり、障害者の権利擁護のために必要である。
14	障害者理解・普及啓発事業	B：現状維持	◆事業を継続していくことで、区民に対する障害や手話への理解促進・普及啓発を図る。
15	基幹相談支援センター運営費	C：手法等の改善	◆障害者一人ひとりの特性に合わせたサービスに適切に繋ぐため、引き続き相談体制の工夫・充実を図る。
16	障害者介護給付事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆障害者総合支援法に基づく介護給付費の支給および知的障害者施設送迎事業等を行うことで、障害者の福祉の向上を図る。
17	障害者訓練等給付事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆障害者総合支援法に基づく訓練等給付費、補装具費、自立支援医療費の支給等を行うとともに、各事業所の運営補助など必要な支援を継続し、障害者の福祉の向上を図る。
18	相談支援給付等事務	B：現状維持	<p>◆区は引き続き基幹相談支援センターとして、区内の拠点となる相談支援センターと連携し障害者支援の向上に取り組み、地域の障害者が豊かな生活を送れるよう適切に支援していく。</p> <p>◆計画相談支援給付費の件数が年々増加している状況に鑑み、引き続き区と拠点相談支援センターとの連携強化に努めること。</p>
19	地域生活支援事業	B：現状維持	<p>◆障害者総合支援法に基づき実施されている事業であり、障害者等の福祉の増進を図るために必要な事業である。</p> <p>◆医療的ケア児地域生活支援促進事業については、年々増加している利用登録世帯数の推移を注視し、引き続き支援の充実を図る必要がある。</p>
20	社会参加支援事業	B：現状維持	◆引き続き障害者や外出困難な者の社会参加の利便性と生活圏の拡大を図る。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	在宅生活支援事業	B：現状維持	◆障害者等の福祉の増進を図るため今後も継続する。
22	障害者福祉手当等支給事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆障害者等の福祉の増進を図るため今後も継続する。
23	心身障害者福祉会館運営費	C：手法等の改善	◆障害者の特性に合わせたサービス提供を継続して実施するとともに、利用サービスの質の向上に向けた取り組みを強化し、拡大する利用者ニーズに適切に対応すること。
24	西大井福祉園等運営費	B：現状維持	◆利用者・入居者の状況に合わせた質の高いサービスを提供維持しながら、事業を継続する。
25	かがやき園運営費	B：計画・規定どおり	◆利用者・入所者の状況に合わせた質の高いサービスを提供維持しながら、事業を継続する。
26	北品川つばさの家運営費	B：現状維持	◆引き続き、利用者のニーズに合わせた質の高いサービスを維持し運営する。
27	障害者訓練センター運営費	B：現状維持	◆身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することで、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに安心して働き続けられるように、継続して事業を展開していく。
28	重症心身障害者通所施設運営費	C：対象・規模等の見直し	◆障害者の状態に応じたサービス提供の実施を行うとともに、重症心身障害者やその家族等から求められているサービスを把握し、利用率の向上を図る必要がある。
29	発達障害者支援施設等運営費	B：現状維持	◆就労支援については利用者の特性に合わせた支援を行うため、既存の事業を継続するとともに、超短時間就労支援など多様な事業を実施することでサービスの充実を図る必要がある。
30	障害児者福祉施設管理経費	B：計画・規定どおり	◆建築基準法第12条に基づいて点検を実施しており、施設の安全性確保のため、事業を継続する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	障害児者総合支援施設運営費	C：手法等の改善	◆児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが地域の障害児支援を担う中核的役割を果たせるよう、機能強化が必要である。また、障害者の地域生活を支える拠点として、様々な区民ニーズに的確に対応するため、サービスの拡充が必要である。
32	障害児支援給付事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆児童福祉法に基づき実施されている事業であり、利用件数も増加していることから必要な事業である。
33	障害者支援事務費	A：新規の取組み	◆令和3年度の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画作成が自治体で努力義務化されたことから今後も継続して計画作成に取り組んでいく。 ◆長時間の就労が難しい障害者に短時間就労の機会を提供し、多様な働き方を実現するために重要な事業である。 ◆避難行動要支援者個別計画は、災害発生時の避難を迅速かつ安全に行うために重要な計画であることから、個別計画の必要性や重要性について広く周知・啓発を行うなど、計画作成の促進を図る。
34	在宅高齢者支援事業	B：現状維持	◆高齢者人口の増加に伴い、各種サービスを引き続き着実に実施することにより、高齢者福祉の充実を図る。
35	高齢者災害対策支援事業費	C：手法等の改善	◆介護サービス事業所との連携強化や必要な備蓄品を配備するとともに、個別支援計画は、災害発生時の避難を迅速かつ安全に行うために重要な計画であることから、個別計画の必要性や重要性について広く周知・啓発を行うなど、さらなる計画作成の促進を図る。
36	高齢者安否確認事業	C：取組みの一部廃止	◆可能な限り住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続し、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう制度について引き続き発信していく。 ◆自動消火装置等については、令和5年度をもって新規給付事業は廃止した。
37	特別養護老人ホーム運営費	C：手法等の改善	◆在宅での生活が困難となった高齢者のセーフティネットとして、高齢世帯の増加をふまえ、高齢福祉の充実をはかる。各施設の運営にあたっては、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、区と運営事業者の連携を図りながら効果的・効率的な運営を行うとともに、施設の維持・補修を適切に実施する。
38	在宅サービスセンター運営費	C：手法等の改善	◆高齢者人口の増加に伴い、各種サービスを引き続き着実に実施することにより、高齢者福祉の充実を図る。各施設の運営にあたっては、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、区と運営事業者の連携を図りながら効果的・効率的な運営を行うとともに、施設の維持・補修の適切に実施する。
39	在宅介護支援センター運営費	B：現状維持	◆地域の相談支援の核として、20ヶ所の在宅介護支援センターを展開する体制を維持することにより、住み慣れた地域で高齢者が可能な限り安心・安全に在宅における自立生活を送ることができることから、今後も継続して実施する必要がある。
40	地域密着型サービス施設運営費	A：対象・規模等の拡大	◆高齢者人口の増加により、要介護状態となった高齢者等の住み慣れた地域での生活を支援する必要性がこれまで以上に高まることが確実であり、整備の加速と同時に運営への適切な支援が求められる。各施設の運営にあたっては、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、区と運営事業者の連携を図りながら効果的・効率的な運営を行うとともに、施設の維持・補修の適切に実施する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
41	高齢者福祉施設支援事業	B：現状維持	◆区内社会福祉法人の経営の安定および支援を必要とする高齢者に対する円滑な施設入所措置または在宅サービス施設の活用のために引き続き必要な事業である。
42	福祉人材確保・定着事業	A：対象・規模等の拡大	◆高齢者の増加に伴い介護サービスの需要は高まっている。必要な介護サービスを提供するために介護人材を確保することが重要であることから、既存事業を継続して実施するとともに、介護人材の確保に向けたさらなる支援の充実を図る必要がある。
43	福祉サービス評価・向上支援事業	B：現状維持	◆国が施設運営基準に高齢者虐待防止への取り組みを義務化しており、区内高齢者施設において虐待のない施設運営ができるよう、引き続き支援していく必要がある。
44	介護保険特別会計繰出金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
45	高齢者福祉事務費	C：手法等の改善	◆安心しながわネットワーク事業は、法律に基づく虐待への対応のため引き続き継続する。 ◆車いす貸し出し事業は、適切な利用や管理、迅速な対応のため、専門業者への委託などを含め運用方法等の見直しが必要である。 ◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とA IやR P Aなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
46	職員共済組合業務経理等負担金（介護）	B：計画・規定どおり	◆政令により定められた負担金であるため、現在の事業水準を維持・継続する。
47	一般事務費（介護）	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とA IやR P Aなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
48	各種団体分担金（介護）	B：計画・規定どおり	◆品川区職員互助会補助金交付要綱により定められた補助金であり、職員の福利厚生の実現のため現在の事業水準を維持・継続する。
49	東京都国保団体連合会負担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく負担金の支払いは保険者としての義務である。
50	介護保険料賦課徴収事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆引き続き介護保険資格および保険料賦課徴収を適正に管理する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
51	介護認定審査会費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等で定められている事業の実施であり、今後も適正かつ効率的に運営していく。
52	認定調査等費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等で定められている事業の実施であり、今後も適正かつ効率的に運営していく。
53	介護保険制度趣旨普及費	B：現状維持	◆対象が高齢者であることから紙媒体が必要であるとともに、情報サイトの閲覧数が向上していることから区民の関心は高まっており、今後も継続する必要がある。
54	介護保険制度推進委員会費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆適正な介護保険制度運営状況の検証および次期計画に向けた施策検討を実施するにあたり必要な組織である。
55	地域密着型サービス事業者指定等事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆関係法令に定められる保険者の業務として、引き続き介護事業者の指定・管理等業務を遂行し、適切な地域密着型サービスの運営を図る必要がある。
56	居宅介護サービス給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
57	地域密着型介護サービス給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
58	居宅介護福祉用具費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
59	居宅介護住宅改修費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
60	居宅介護サービス計画給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
61	施設介護サービス給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
62	介護予防サービス給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
63	地域密着型介護予防サービス給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
64	介護予防福祉用具費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
65	介護予防住宅改修費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
66	介護予防サービス計画給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
67	審査支払手数料	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
68	高額介護サービス費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
69	高額医療合算介護サービス費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
70	特定入所者介護サービス費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
71	特定入所者介護予防サービス費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
72	要支援者夜間対応サービス特別給付費	C：対象・規模等の見直し	◆実績が低下していることをふまえ、地域包括ケアを支えるサービスのひとつとして周知・普及を図りつつ、予算規模の縮減も検討する。
73	通院等外出介助サービス特別給付費	B：現状維持	◆利用件数が安定的に推移していることから、引き続き本事業を実施していく。
74	地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付費	D：事業移管・統合費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆給付の適格性を検討した結果、市町村特別給付としての本事業は令和5年度をもって廃止した。</li> <li>◆地域密着型サービス施設運営費の生活相談支援業務として事業移管し、引き続き、適切なサービスを低廉な料金で提供できるようにしている。</li> </ul>
75	予防訪問事業	C：手法等の改善	◆要介護認定率の増加が見込まれる中で、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう支援するため、区民やケアマネジャーへの周知を図り、事業の利用を促す。
76	予防通所事業	C：手法等の改善	◆適切に区民やケアマネジャーへの周知を図り、事業の利用を促す必要がある。
77	高額総合事業サービス費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
78	高額医療合算総合事業サービス費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。</li> <li>◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。</li> </ul>
79	総合事業ケアマネジメント費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法に基づく義務的事業経費であり、引き続き実施する。
80	介護予防対象者把握事業	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆超高齢社会の中、75歳以上の高齢者の生活機能を調査し、適切に介護予防につなげることが重要であり、回答者に事業周知など封入物の追加を行う。</li> <li>◆さらなる回答率の向上に向けて取り組むこと。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
81	介護予防普及啓発事業	C：手法等の改善	◆区内在住の高齢者やその家族の方々に介護予防の周知や普及啓発をするため、これまでの周知方法に加えて新たな手法を用いてより普及啓発の強化を図る。
82	認知症予防事業	C：対象・規模等の見直し	◆引き続き認知症予防を目的として、認知症リスクを下げる効果が期待できる講座、認知機能の訓練効果が期待できる講座、社会活動につながる講座を実施していく。また、参加者の声を踏まえながら事業内容や周知方法等の見直しを行い、参加者の確保に努めていく。
83	ふれあい健康塾	C：手法等の改善	◆自立支援高齢者の健康維持を目的として実施している本事業の重要性は高く、引き続き多くの高齢者の参加意欲を促すための工夫を図る必要がある。
84	しながわ出会いの湯事業	C：手法等の改善	◆区内の公衆浴場を利用し、入浴・お楽しみプログラムを通じて健康づくりと生きがいづくりを図る本事業は高齢者が安心して暮らせる環境づくりに効果的な事業である。一方、定員制限を行っている関係から一部の浴場では希望者全員が参加できない現状があるため、今後検討していく必要がある。
85	栄養改善事業	B：現状維持	◆超高齢社会の中、65歳以上の区民の健康寿命延伸を目指し、介護保険制度の財政負担を少しでも軽くするため、引き続き実施していく必要がある。
86	認知症等専門相談事業	D：事業移管・統合	◆本事業は、高齢期の認知症やその他高齢期の精神疾患に対し、医療機関への繋ぎや不安の軽減などに一定の役割を果たしてきたが、近年、地域医療機関、高齢者福祉部門での連携および支援力も強化されるなど相談環境も整備されたため、高齢者の相談者数は減少した。そのため、認知症等専門相談は、令和6年度より精神保健相談の中で対応する。
87	地域貢献ポイント事業	C：手法等の改善	◆ボランティア活動者数の増加を図るため、募集ボランティア等を掲載した事業チラシを作成し、周知を行う。また広報誌への定期的な掲載を行う。
88	地域包括支援センター機能強化事業	C：手法等の改善	◆フレイル予防の重要性をより多くの区民に啓発するため講演会の周知に注力し、参加者を増やしていく必要がある。 ◆ケアマネジャーへの介護予防の手法の周知を強化し、自立支援に向けた取り組みを促す必要がある。
89	介護予防による地域づくり推進事業	A：対象・規模等の拡大	◆65歳以上の区民の健康寿命延伸を目指し、住民主体の介護予防活動を促進することで高齢期になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるための基盤整備として、今後も重点的に通いの場の実施や活動支援を行う必要がある。
90	地域包括支援センター運営費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆引き続き主任介護支援専門員を派遣職員として受入れ、配置することで地域包括支援センターの設置要件の充足を図る。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
91	在宅介護支援センター事業費	B：現状維持	◆地域の相談支援の核として、20箇所の在宅介護支援センターを展開する体制を継続することにより、住み慣れた地域で高齢者が可能な限り安心・安全に在宅における自立生活を送ることができるよう取り組む。
92	医療連携の促進	B：現状維持	◆在宅療養の推進を図るため、介護と医療の連携の強化や在宅療養生活に必要な情報発信・啓発を推進していく必要がある。
93	ケアマネジメント支援事業	C：手法等の改善	◆各研修の受講実績が目標値を下回っていることから、ケアプランの質の向上や適正化、また口腔ケアにより高齢者の健康を維持することの重要性を踏まえ、受講者数を増やす工夫が必要である。
94	介護保険給付適正化事業	B：現状維持	◆介護保険の保険者として実施すべき事業であり、今後も適切に実施していく。
95	在宅介護者研修・支援事業	C：対象・規模等の見直し	◆コロナ禍により、要介護者およびその介護者（ケアラー）が孤立しがちであり、ケアラー同士の交流の場が不足している。ケアラー同士の横のつながりをつくり、お互いに支えあう仕組みを構築するために、ケアラー懇談会の回数を増やし、在宅で介護する介護者の交流、相談の場を拡充する。
96	成年後見制度利用支援事業	C：手法等の改善	◆認知症高齢者やひとり暮らし高齢者は引き続き増加傾向にあり、成年後見制度の利用促進に係る支援や周知方法について今後も検討する。
97	住宅改修アドバイザー派遣等事業	C：対象・規模等の見直し	◆改修希望者が減少している理由について分析し、事業周知方法の工夫や、運用手法を改善する必要がある。
98	配食サービス栄養改善事業	D：事業の廃止等に向けた検討	◆費用面、食事内容、配送頻度等で民間サービスに優位性がある状況を踏まえ、事業を廃止する方向で調整を進める一方、高齢者の栄養改善は重要であることから、新たな支援の仕組みを検討する必要がある。
99	ALS患者コミュニケーション支援事業	B：現状維持	◆近年利用実績がない要因として、東京都におけるALS患者数が920人であり人口比で0.0065%と極めて少数であることから利用される機会が限られていることがあげられる。一方で、ALS患者入院時のコミュニケーション支援については、本事業以外に代替するものがないことから、対象となるALS患者が入院時のコミュニケーション支援を希望した場合に活用できるよう、本事業を継続する必要がある。
100	認知症高齢者グループホーム家賃助成事業	C：手法等の改善	◆認知症高齢者グループホームへの入居を希望される方の所得状況等を見極めながら家賃補助の支援のあり方を検討する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
101	生活支援体制整備事業	B：現状維持	◆多様な主体による生活支援体制の整備が国から求められており、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、ボランティア等の担い手確保や、地域のネットワークづくりの推進を継続していく必要がある。
102	認知症早期発見・早期診断推進事業	C：対象・規模等の見直し	◆引き続き、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症（疑い含む）の人、その家族に対し、包括的かつ集中的に初期支援を行っていく。執行率を踏まえ、事業の周知についてケアマネジャー等へ行い、事業の活用を促す。 ◆執行率を踏まえ、事業内容・実績を十分に精査の上、予算を編成すること。
103	認知症カフェ運営補助事業	A：対象・規模等の拡大	◆引き続きカフェの継続的な活動を支援するとともに、新規のカフェの設置を促すことで、認知症に対する理解の一層の推進および本人・家族への支援につなげていく。
104	認知症本人・家族支援事業	A：対象・規模等の拡大	◆引き続きミーティングセンター活動に対して、継続的に支援を行っていくとともに、新規の開設に向けても支援し、本人・家族への支援を推進していく。
105	審査支払手数料	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
106	介護給付費等準備基金積立金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
107	第一号被保険者過誤納保険料還付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆引き続き介護保険料を適正に管理する。
108	保険給付費負担金等過年度分精算還付	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆介護保険法令に基づく給付費の支払いは保険者としての義務である。 ◆介護保険制度の適正な運営を行うため、給付費の実績推移を把握する必要がある。
109	運動系介護予防事業	C：手法等の改善	◆超高齢社会の中、65歳以上の区民の健康寿命延伸を目指し、介護保険制度の持続可能性を高めるため、実施者向け研修会の実施や区民向け事業説明会の開催など、新たな工夫を図る必要がある。 ◆多様なメニューの介護予防事業を実施しているが、それぞれのメニューの利用状況などを見極めながら利用者のニーズを把握し、事業の再構築を行う。
110	認知症高齢者支援事業	A：対象・規模等の拡大	◆認知症高齢者の増加が今後も見込まれており、認知症を起因とする行方不明者も年々増加していることから、区民の認知症に関する理解促進に向けた取組みを強化するとともに、認知症の早期発見・早期対応に資する認知症検診の受診率向上を図る必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
111	高齢者活動支援事業	C：手法等の改善	◆高齢者の社会参加を促進していく本事業は、生きがいに留まらず介護予防やフレイル予防、認知症予防の観点からも重要なものであり今後も実施していく必要がある。より多くの方へ事業参加を促していけるよう、効果的な事業実施方法を検討する。
112	高齢者クラブ支援事業	B：現状維持	◆高齢者人口が増加する中、高齢者が地域の中で元気に過ごしていくために地域に根差した単位クラブの活動は不可欠である。また連合会の活動は単位クラブでの日々の活動を後押しするものであり、当該事業は引き続き実施する。
113	介護予防活動拠点運営費	B：現状維持	◆介護予防等事業の実施や自主活動サークルが活用できる活動拠点施設は、フレイルや認知症予防のために重要であり、今後も維持していくことが必要である。
114	シルバーセンター運営費	C：手法等の改善	◆シルバーセンターの修繕や改築等を含めた施設の在り方に関する方向性については、今後検討を進める。 ◆利用者の満足度向上および安全確保のため、施設の運営や整備については継続して実施する。
115	高齢者多世代交流支援施設運営費	C：手法等の改善	◆増加する高齢者の健康維持や生きがいの支援は重要であることから、求められる交流の場やサービスなどニーズを見極めながら、今後の展開について有効性を検討する。
116	高齢者住宅運営費	B：現状維持	◆住宅に困窮する高齢者に住宅を提供するため、事業を継続する必要がある。
117	高齢者住宅対策事業	A：対象・規模等の拡大	◆高齢者の生活の安定を確保するために、関連課（住宅課）と連携しさらなる支援策を拡充していく必要がある。 ◆高齢者住宅生活支援サービス事業については、さらなる利用者の拡大に向けて利用条件、サービス内容等を適宜見直すこと。
118	認知症地域支援推進事業	C：手法等の改善	◆認知症施策の展開にあたっては、認知症地域支援推進員を確保することが重要であることから、担い手を増やす手法を検討すること。
119	高齢者地域支援事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
120	生活保護法施行事務	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
121	生活保護適正化事業	B：現状維持	◆生活保護の適正な運営を確保するため必要であることから、継続して実施する。
122	生活保護者自立支援事業	C：手法等の改善	◆被保護世帯の自立阻害要因を解消し、日常生活および社会生活の自立に向けて継続して支援を実施していく。 ◆子どもの学習・生活支援事業については、子ども未来部・教育委員会事務局との連携を強化し、より多くの子どもたちが学習支援を受けられるよう事業手法を検討すること。
123	生活保護費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆生活保護事業は法定受託事務のため、事業水準を維持する必要がある。
124	法外援護費	C：対象・規模等の見直し	◆被保護世帯の福祉の増進や貧困の連鎖を断ち切るために必要な事業であるが、執行率を勘案し、入浴券の配付予定数等事業の効率性に改善・見直しの必要がある。 ◆入浴券配付事業については、執行率等を十分に精査の上、予算を編成すること。
125	生活困窮者自立支援事業	C：手法等の改善	◆子どもの学習・生活支援事業については、支援人数が目標に届いていない要因を詳細に分析するとともに、子ども未来部・教育委員会事務局との連携を強化し、より多くの子どもたちが学習支援を受けられるよう事業手法を検討すること。
126	中国残留邦人等支援事業	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆中国残留邦人等支援事業は法定受託事務のため、事業水準を維持する必要がある。
127	高額療養費等支払費用貸付事務	B：現状維持	◆必要な資金を貸し付け療養の確保につなげることにより、区民の生活の安定と福祉の増進が図られるため継続して実施する。 ◆執行率を踏まえ、実績を十分に精査の上、予算を編成すること。
128	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	D：事業の完了	◆本給付金事業は臨時的な事業であるため、令和4年度で完了した事業となる。
129	住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金	D：事業の完了	◆今回実施した各給付金事業は、国の閣議決定により実施した臨時的な事業であるため、令和6年4月末日をもって完了する事業となる。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	健康センター事業費	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民が気軽に「健康づくり事業」にチャレンジできる施設として需要は高い。</li> <li>◆利用料支払い時におけるキャッシュレス化などが未整備のため、利用者サービスの向上が必要。</li> <li>◆施設老朽化による修繕の発生頻度が増えることが予想されるため、今後、修繕内容・修繕計画の精査、検討（見直し）が必要。</li> </ul>
2	食育推進事業	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健康的な食生活は、生活習慣病の発生子防や健康寿命延伸の基礎となるものであり、その重要性を継続的に普及啓発していくことは、健康づくり推進のために必要不可欠である。今後も、区民ニーズや効果的な事業内容、効率的な実施方法について検討（見直し）を重ねながら、事業を進めていく。</li> </ul>
3	健康づくり支援事業費	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆参加者のニーズや声を反映させ、使い勝手がよくやっていて楽しいと感じられるアプリをめざす。</li> <li>◆区民ニーズを把握し、今後、区民が関心を持つ魅力ある健康づくり事業を進める。</li> </ul>
4	保健衛生助成金	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医師会等との連携については、区民の健康増進のために維持・強化していく必要がある。</li> </ul>
5	妊娠高血圧症候群等公費負担	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本事業は東京都妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成実施要綱に基づき実施しており、妊娠高血圧症候群等に罹患した妊産婦が適切に医療を受けられるよう、継続すべき事業である。</li> </ul>
6	AED管理費	B：現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和6年度のコンビニ区内店舗へのAED設置完了後については、当面現状の事業水準を維持していく。</li> </ul>
7	公害健康被害認定給付事業	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医学・薬学の進歩などにより、症状の緩和や体調管理ができている人は多くなっている。しかしながら、気管支ぜん息という疾病自体が完治する割合は低く、今後も継続して行っていく必要がある国の補償事業である。</li> </ul>
8	公害保健福祉事業	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「呼吸器リハビリ教室」について、利用者が少ない状況が継続していることから、手法等の変更や事業の縮小も含めて、被認定者のニーズにあった事業展開を検討する必要がある。</li> </ul>
9	公害健康被害予防事業費	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健康相談事業（肺年齢測定会）について、4年間実施できなかった状況に鑑み、区民に有効性をアピールするとともに、COPDの早期発見および治療につながっているかの検証が求められる。</li> </ul>
10	受動喫煙防止対策費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆禁煙外来治療費助成については、助成金交付者が低迷していることから、事業手法の改善を図ることが必要である。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	健康推進関係事務費	C：手法等の改善	◆保健師の能力向上を図るため、人材育成研修について継続的かつ効果的に実施していく必要がある。中長期的な観点から、社会情勢の変化や保健師の採用数、現在の勤務経験年数ごとの保健師数等もふまえ研修内容や手法について検討していく。
12	妊婦健康診査	C：手法等の改善	◆妊婦健康診査：東京都内の全自治体で統一の助成方式の為、継続が必要な事業である。今後も受診率向上のために妊娠期面談等で声かけを実施していく。 ◆妊婦・産婦歯科健康診査：歯周病による早産リスク等、医学的な根拠を基に実施しているため、継続が必要な事業である。
13	出産・子育て応援事業	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆令和4年度から全国で新たに開始した事業であり、区では令和5年度より本格的に実施している。核家族化がすすみ孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、全ての妊婦・子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、一人でも多くの区民に必要な支援が届くよう、丁寧な周知を図りながら事業を実施していく。 ◆伴走型相談支援については、妊娠8カ月頃のアンケート回収率等に課題がみられることから、アンケート回答方法や相談の予約方法など、より利用しやすい仕組みづくりを検討する必要がある。
14	不妊治療助成事業	B：現状維持	◆区の特定不妊治療助成制度が令和6年度中に終了し、一般不妊治療の助成のみとなるが、不妊治療にかかる経済的負担は大きく助成のニーズは高い。そのため、令和6年度に生殖補助医療にかかる保険適用分の助成開始を開始した。 ◆令和7年度は、令和6年度に拡充した事業内容を維持するものであるため、現状維持とする。
15	成人歯科健診	C：手法等の改善	◆成人歯科健診については、むし歯や歯周疾患、口腔機能の獲得が、全身の健康に影響を及ぼすため、健診の重要性を区民に周知して受診者増を目指す。 ◆障害者歯科健診については、歯科医師会と協議をし受診者増を目指す。
16	健康診査	C：手法等の改善	◆品川区健康診査について、受診率が低迷していることから、引き続き改善・見直しを検討していく。 ◆眼科検診について、要検査の割合の高いこと、屈折検査や眼圧検査等は一般健康診断項目の対象外であることから、区民の健康維持に有効であり、受診率向上策を図っていく。
17	がん検診普及事業	C：手法等の改善	◆がんは、二人に一人が罹患する病気であり、今後もがん予防に関する啓発、がん検診による早期発見、がん患者への情報提供の充実など総合的ながん対策を推進する必要がある。 ◆国の指針に基づくがん検診については、精度管理委員会を実施し、がん検診の質の向上を目指す必要がある。
18	胃がん検診	C：手法等の改善	◆胃がんの死亡者数は、年々減少しているが、令和5年も品川区では、がんの部位別死亡者数が4位と高い。今後も、胃がん検診受診率向上に努め、早期発見につなげていく。
19	子宮がん検診	C：手法等の改善	◆健康増進法で定められた5がんのうちの一つであり、対策型検診として継続すべき事業である。HPV検査の導入など、今後の検診方法について検討していく。
20	乳がん検診	C：手法等の改善	◆指針外で実施している34～38歳の問診および超音波検査について、要精検率・発見率を踏まえ、事業の見直しを含めた検討が必要である。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	肺がん検診	C：手法等の改善	◆肺がんは、品川区のがん部位別死亡者数1位である。肺がん検診は、早期発見早期治療につなげ死亡者数の減少を図るために、有効な事業であるため、受診率が向上するよう検診の普及啓発に努める。
22	大腸がん検診	C：手法等の改善	◆国の指針で推奨されたがん検診手法であり、がん死亡率減少効果と不利益の対比の観点から必要性・有効性の高い事業であるため、今後も継続する必要がある。また、令和5年の品川区でのがんの部位別死亡者数は、第2位と高いため、今後も受診率向上を目指した対策を行う必要がある。 ◆特に、昨年度より課題とされている精密検査対象者の精密検査受診率の向上について、具体的な対応策の検討が必要である。
23	前立腺がん検診	D：事業の廃止等に向けた検討	◆国の示す指針外の検診であり、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、東京都からも対策型検診として実施することは推奨されていない。今後は国や都の指摘を考慮した上で、事業廃止を含めて検討していく。 ◆事業の廃止を含めた今後の事業のあり方について、具体的な検討に着手することが必要である。
24	喉頭がん検診	D：事業の廃止等に向けた検討	◆国の示す指針外の検診であり、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、東京都からも対策型検診として実施することは推奨されていない。今後は国や都の指摘を考慮した上で、事業廃止を含めて検討していく。 ◆事業の廃止を含めた今後の事業のあり方について、具体的な検討に着手することが必要である。
25	休日・小児夜間診療費	C：手法等の改善	◆区民の医療不安を解消し、区民の生命を守るため、継続的に本事業を実施する。 ◆必要な時に区民が利用できるよう、広報紙やホームページをはじめ、SNSによる情報発信等、様々な媒体により事業の周知を行う。 ◆休日における区民の健康と生命を守るために必要な事業である。
26	医療連携推進費	A：対象・規模等の拡大	◆令和6年度組織改正により地域医療連携課を新設し、災害時や新たな感染症等の危機事象への対応、平時における地域医療連携推進のための組織体制の強化を図ったところである。引き続き、医療救護所訓練の実施回数の増加や内容の充実とともに、品川区地域医療会議その他会議体を通じた各関係機関との連携強化を図っていく。
27	かかりつけ医療定着推進事業	C：手法等の改善	◆現在、かかりつけ医のあり方について国で検討が行われており、基本的な方針が示される予定となっている。国の動向を注視し、今後示される区の役割に応じて事業内容の見直しを行う必要がある。
28	衛生統計調査費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令で自治体の役割が明記されている第一号法定受託事務であり、厚生労働行政の基礎資料を作成するため、今後も現状の事業水準を維持する。
29	犬の登録・予防注射	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令で自治体の役割が明記されている第一号法定受託事務であり、今後も現状の事業水準を維持する。
30	猫の不妊・去勢手術費助成	C：手法等の改善	◆令和6年度に増額したの飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成単価について、その効果を検証するとともに、地域猫活動をしている住民の高齢化等の課題も踏まえ、担い手の拡大も含めた事業実施方法の改善が必要である。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	食品衛生	B：現状維持	<p>◆食品の安全性を確保し、飲食を原因とする衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図るため、今後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>◆試験検査や監視指導等については、食品衛生法第24条の規定および「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、毎年度策定する品川区食品衛生監視指導計画に基づく事業である。</p>
32	環境衛生	B：現状維持	<p>◆区民の日常生活に密接する環境衛生関係施設の衛生水準の確保・向上を図り、保健衛生上の危害を防止するため、事業を継続する。</p>
33	医薬衛生	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆本事業は医療法その他関連法令の規定に基づいた許可・届出事務や監視指導を実施し、区民の健康保持、保健衛生の向上のために継続する必要がある。</p>
34	そ族昆虫防除対策費	B：現状維持	<p>◆蚊等による各種感染症の発生を未然に防止し、区民の健康で快適な生活環境の確保を図るため、事業水準を継続する。</p>
35	食品栄養表示啓発および指導	C：取組みの一部廃止	<p>◆事業者向け講習会は、食品表示法の施行から9年経過し、参加者も年々減少していることから、令和5年度の実施をもって終了とする。今後については、類似の講習会（東京都で年に数回行う講習会）をホームページ等で周知するなど、情報を取得する機会の周知を図る。区民向け講習会は、食に関する講習会の中で、必要に応じて実施していく。</p>
36	特定給食施設改善指導	B：現状維持	<p>◆給食施設利用者の健康増進および給食施設の水準の維持および給食内容の向上を図るためにも、栄養管理状況の確認、講習会の開催による情報提供、巡回指導等、継続した指導・助言が必要である。</p>
37	食環境づくり事業	C：手法等の改善	<p>◆食事を提供する事業者への啓発の強化や、健康無関心層も含めた全ての区民に対して、自身の健康のために望ましい食生活が実践できるよう事業内容を工夫して取り組むべき事業である。</p>
38	生活衛生関係事務費	C：手法等の改善	<p>◆令和4年度決算額と比較して、需用費は微減の状況である。DX基本方針に基づくペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現と、AIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を引き続き進める。</p>
39	衛生検査室管理運営費	B：計画・規定どおり	<p>◆検査業務：新興感染症等健康危機に備えた対応力の強化を図るにあたり、平時より検査業務を通じた職員の検査技術力の維持・検査器材の確保等に努め、健康危機管理時には必要な検査体制を迅速に構築する。</p> <p>◆施設管理業務：地域必置の建物であり、品川区公共施設等総合計画に沿った施設の長寿命化と、利用者の安全確保に努める。</p>
40	未熟児養育医療費公費負担	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆国、都の補助事業であり、処置が必要な未熟児に対し適切な医療を給付するため、今後も継続する必要がある。</p>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
41	育成医療・療育給付事業	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆国、都の補助事業であり、早期に適切な治療を受けるために必要な医療費給付は、継続する必要がある。</p> <p>◆自立支援医療費（育成医療）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等により、市町村等が支給するものとされている。育成の給付については、都が児童福祉法等の規定に基づき実施する事務について、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき区が実施するものである。</p>
42	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆本事業については、厚生労働省通知「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」に基づき、各自治体において行われており、継続する必要がある。</p>
43	予防接種事業	B：現状維持	<p>◆伝染の恐れのある疾病の発生およびまん延を予防し、公衆衛生の向上および増進を図るためには、予防接種事業は不可欠である。</p>
44	こころの健康づくり事業	C：手法等の改善	<p>◆精神障害者やこころの不調に悩む人は増加傾向が続いているため、こころの健康づくりに関わる普及啓発や区民への情報発信を工夫し、各種事業や個別支援の充実を図っていく。また困難事例への対応は、メンタルチームサポート事業の見直しを図りながら充実した支援体制を整備していく。</p> <p>◆低リスク群を含む集団全体に対する取り組み（ポピュレーションアプローチ）と高リスク群に対する取り組み（ハイリスクアプローチ）を組み合わせることにより、誰もが安心して自分らしく生活できる社会の実現を目指していく。</p>
45	結核対策事業	B：計画・規定どおり	<p>◆結核は感染症法により2類感染症に規定され、その疾病が人に移りうるという性質から、患者本人だけでなく接触者に対して継続的に対策を講じることが必要とされる。結核対策・結核予防を継続して推進することが、感染症のまん延という健康危機から区民を守ることに繋がる。</p> <p>◆結核については、品川区感染症予防計画において、特に総合的に予防施策を推進すべき感染症として指定されている。</p>
46	感染症対策事業	C：手法等の改善	<p>◆若い世代を中心に性感染症が拡大しており、都内での梅毒報告者数は令和5年度に過去最高となった。令和5年度に梅毒の検査項目を追加したH I V即日検査については、検査実施人数が前年度比25%増となり、エイズ相談件数も前年度比約1.5倍となっている。重点的に予防が必要となる感染症については、引き続き動向に注視し、必要に応じて対策の見直し、改善を検討する。</p>
47	難病患者療養支援事業	C：対象・規模等の見直し	<p>◆難病法の対象疾患は随時追加されており、疾病の部位や症状がそれぞれ異なることから患者支援のニーズや課題も多様化している。様々な分野で療養生活を支える支援機関との連携強化、体制整備や個別支援の充実が必要である。</p> <p>◆難病患者とその家族への支援体制の課題を情報共有し、関係機関等の連携を行うために、難病対策地域協議会の更なる充実を図る。</p>
48	保健予防関係事務費	D：事業移管・統合	<p>◆公衆衛生の向上を図るため、事務執行体制の整備を進めていく。</p> <p>◆令和6年度に他小事業へ統合することに伴い、廃止する。</p>
49	小児慢性特定疾病医療費助成	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆国、都の補助事業であり、小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し適切な医療を給付するため、今後も継続する必要がある。</p>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
50	品川保健センター管理運営費	C：対象・規模等の見直し	<p>◆品川保健センター管理運営費は保健センター事業運営に必要な物品、施設管理、システム保守の経費にあたる。円滑に事業を実施するためには、経費の見直しを実施しながら、今後も継続していく必要がある。</p> <p>◆DX基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現と、AIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。</p>
51	乳児健康診査	B：現状維持	<p>◆健康の保持・増進、疾病の早期発見だけでなく、未受診者も含めたすべての乳児の親子の状況を確認する場であり、継続支援やフォローアップのために今後も継続していく必要がある。</p>
52	1歳6カ月児健康診査	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆1歳6カ月児健康診査は母子保健法等に基づいて実施を義務付けされている法定健診である。</p> <p>◆健康の保持・増進、疾病の早期発見だけでなく、未受診者も含めたすべての1歳6カ月児の親子の状況を確認する場であり、継続支援やフォローアップのために今後も継続していく必要がある。</p>
53	3歳児健康診査	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆3歳児健康診査は母子保健法等に基づいて実施を義務付けられている法定健診である。</p> <p>◆健康の保持・増進、疾病の早期発見だけでなく、未受診者も含めたすべての3歳児の親子の状況を確認する場と位置づけて、継続支援やフォローアップのために今後も継続していく必要がある。</p>
54	小児健康相談	B：現状維持	<p>◆子育て期の相談機能を持ち、専門職からの適切な指導や経過観察を受けることは子どもの健全な育成において必要性の高い事業であるため、今後も引き続き実施する。</p>
55	すくすく赤ちゃん訪問事業	B：現状維持	<p>◆母子保健法の新生児訪問指導および児童福祉法の乳児家庭訪問事業に位置づけられ、実施が定められている。</p> <p>◆妊娠期から乳児期早期にかけて他の母子保健事業と連動し、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実および要支援家庭の早期発見・支援を図り、地域での孤立化および虐待防止のためにも継続が必要な事業である。</p> <p>◆令和5年度においては、出産子育て応援給付金事業による高い訪問率の実現、訪問を希望しない家庭に対する電話や4カ月児健康診査を活用した状況把握など、現状維持に留まらず、事業の改善等がなされた。引き続き維持・継続が必要である。</p>
56	母子歯科衛生事業	C：手法等の改善	<p>◆生涯を通じて歯と口の健康を維持するためには、乳幼児期から歯科疾患予防や健全な口腔機能獲得に務めることが重要である。歯科保健事業を効果的に実施するため普及啓発の手法等を見直し、事業の改善を図る。</p>
57	健やか親子学習	C：手法等の改善	<p>◆妊娠期から育児期にかけて、妊娠出産育児に関する知識の啓発や仲間づくりや相談の場となっており、要支援家庭の継続支援としても活用できている。</p> <p>◆現在の満足度を維持しつつ、より参加しやすい事業となるよう講座内容の改善等検討していく。</p>
58	食からの子育て支援事業	C：手法等の改善	<p>◆講習会に参加することで食に対する不安の解消につながっており、利用者の満足度は高い。今後も、適切な時期に必要な情報を伝える場として実施方法の改善を図っていく。</p>
59	妊娠期からの相談事業	C：手法等の改善	<p>◆妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の入り口となる事業であり、妊娠8カ月ごろ面談「出産準備個別相談」の充実を図るなど、手法の改善を図っていく。</p>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
60	産後ケア事業	A：対象・規模等の拡大	◆母子保健法の一部改正により区市町村に努力義務が課されており、令和6年度からは、子ども子育て支援法改正にともない「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた。産後ケアガイドラインおよび国の通知をもとに、計画的な受け入れ体制を整備するとともに、予約枠の拡大など利用者の利便性向上を図っていく。
61	0歳児見守り・子育てサポート事業	B：現状維持	◆新たな形の定期的なアウトリーチ事業であり、育児負担の軽減および安心して子育てできる環境づくりのためにも継続が必要な事業である。すでに令和6年度に見守り訪問の予約時間枠の見直しを実施した。引き続き利用者の利便性向上に努めていく。
62	健康学習費	C：手法等の改善	◆ライフステージに合わせた専門的な健康学習の機会を提供することで、区民の主体的な健康づくり意識の向上、活性化を図っており、今後も実施方法の改善を図りながら事業を展開していく。
63	大井保健センター管理運営費	C：手法等の改善	◆大井保健センター管理運営費は保健センター事業運営に必要な物品、施設管理等の経費にあたる。円滑に事業を実施するためには今後も継続的に見直していく必要がある。DX基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現を目指す。
64	荏原保健センター管理運営費	C：手法等の改善	◆DX基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現と、AIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。仮設建物利用後の施設のあり方について、検討を進める必要がある。
65	国民年金事務費	C：手法等の改善	◆DX基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現と、AIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
66	国民健康保険事業会計繰出金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められているため。
67	後期高齢者医療特別会計繰出金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められているため。
68	職員共済組合業務経理等負担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆東京都職員共済組合定款等により定められていることから、引き続き実施する。
69	一般事務費	C：手法等の改善	◆国民健康保険制度の基幹となる保険料の収納率向上は、財政健全化のために非常に重要な事項であることから、目標に到達するための効果的な方法について継続して検討をしていく必要がある。同時に、ジェネリック医薬品への切り替え等の医療費適正化に関する効果的な手法についても検討していく必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
70	各種団体分担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆事業の実施が定められていることから、引き続き実施する。
71	国民健康保険運営協議会	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、国民健康保険事業の適切な運営を図るために引き続き実施する。
72	趣旨普及	C：手法等の改善	◆引き続き国民健康保険制度全般に関して分かりやすく情報提供することで、国民健康保険制度の正しい理解と協力を得ることにつなげる。 ◆情報の取得方法が多様化していることから、周知方法について工夫する必要がある。
73	東京都国保団体連合会負担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆事業の実施が定められており、東京都国民健康保険団体連合会の円滑な運営を維持するため継続する。
74	一般被保険者療養給付費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、被保険者に対して疾病や負傷に係る適切な療養の給付を行うため継続する。
75	退職被保険者等療養給付費	D：事業の廃止	◆退職者医療制度は令和6年4月1日で廃止となるため。
76	一般被保険者療養費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令により定められており、やむを得ない事情の際の療養費支給のため継続する。
77	退職被保険者等療養費	D：事業の廃止	◆退職者医療制度は令和6年4月1日で廃止となるため。
78	審査支払手数料	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆事業の実施が定められており、診療報酬の適切な審査を行うため継続する。
79	一般被保険者高額療養費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、被保険者の経済的負担を軽減するため、引き続き実施する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
80	退職被保険者等高額療養費	D：事業の廃止	◆退職者医療制度は令和6年4月1日で廃止となるため。
81	一般被保険者高額介護合算療養費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、被保険者の経時的負担を軽減するため、引き続き実施する。
82	退職被保険者等高額介護合算療養費	D：事業の廃止	◆退職者医療制度は令和6年4月1日で廃止となるため。
83	一般被保険者移送費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、緊急時に必要な医療が受けられるよう、引き続き実施する。
84	出産育児一時金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、出産に要する経済的負担を軽減するため、引き続き実施する。
85	出産育児一時金支払手数料	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、出産育児一時金を適切に支給するため、引き続き実施する。
86	葬祭費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、被保険者の葬儀を行った喪主の経済的負担を軽減するため、引き続き実施する。
87	結核・精神医療給付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、結核および精神医療にかかる被保険者の負担を軽減するため、引き続き実施する。
88	傷病手当金	D：事業の完了	◆法令等により定められており、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被保険者が休業しやすい環境を整えるため、引き続き実施する。なお、申請時効にあたる令和7年度で終了する。
89	一般被保険者医療給付費分納付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆事業の実施が定められていることから、引き続き実施する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
90	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆事業の実施が定められていることから、引き続き実施する。
91	介護納付金分納付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆事業の実施が定められていることから、引き続き実施する。
92	特定健康診査事業費	C：手法等の改善	◆被保険者の健康的な生活を維持するとともに医療費の適正化を図るため、本事業は必要不可欠である。 ◆品川区国保基本健診等実施計画における施策を実施するとともに、医療機関等と連携して事業を継続していく。 ◆国保基本健診の受診率は、平成24年度から令和元年度まで、38.5%～40.1%で推移していたが、令和2年度は34.0%に低下し、令和3年度および令和4年度は37%代まで回復したものの、令和5年度は再び34.2%に低下している。被保険者の健康を維持するとともに医療費の適正化を図るため、受診率の向上に向けた具体的な改善策の検討を進める必要がある。
93	特定保健指導事業	C：手法等の改善	◆生活習慣病を予防し区民の健康レベルを改善するため、保健指導の周知啓発や指導方法を工夫して、より効果的な保健指導を実施していく。
94	医療費通知事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、被保険者の健康に対する意識を向上させるため、引き続き実施する。
95	人間ドック助成事業	C：手法等の改善	◆事業を実施することにより、被保険者の自発的な健康保持・増進につながる。 ◆助成人数は健診受診率に反映できるが、都負担金の交付対象外であり、事業の改善・見直しを検討する必要がある。
96	一般被保険者保険料還付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、国民健康保険料の過誤調整分を適正に還付するため継続する。
97	退職被保険者等保険料還付金	D：事業の廃止	◆退職者医療制度は令和6年4月1日で廃止となるため。
98	一般被保険者保険料還付加算金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、還付加算金を適正に還付するため継続する。
99	退職被保険者等保険料還付加算金	D：事業の廃止	◆退職者医療制度は令和6年4月1日で廃止となるため。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
100	保健事業と介護予防の一体的実施事業	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆高齢化の進行に伴う後期高齢者の増加は顕著であり、住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延長、QOLの維持向上を図るとともに、社会保障制度の安定的な運営のため、重要な事業である。令和5年度に開始した事業であることから、今後の中長期的な展開も含め、効果検証や他自治体の優良事例の研究などを進めていく。
101	保険給付費等交付金償還金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆普通交付金の性質上、必ず返還額が生じることから、引き続き実施する。
102	その他償還金及び還付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆予算額等で補助申請を行い、実績額との差によって返還額が生じることが多いことから、引き続き実施する。
103	一般被保険者保険料延滞金還付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、国民健康保険料延滞金の過誤調整分を適正に還付するため継続する。
104	職員共済組合業務経理等負担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆東京都職員共済組合定款等により定められていることから、引き続き実施する。
105	一般事務費（後期高齢者医療）	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められているため。
106	各種団体分担金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆事業の実施が定められていることから、引き続き実施する。
107	後期高齢者医療保険料徴収事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等により定められており、適切に保険料を徴収するため継続する。
108	広域連合分賦金	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令等で事業の実施が定められており、後期高齢者医療制度の安定した運営を図るため継続する。
109	後期高齢者健康診査事業	C：手法等の改善	◆被保険者の健康的な生活を維持するとともに医療費の適正化を図るため、本事業は必要不可欠である。 ◆受診率向上のため、事業周知の手法等を検討していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
110	人間ドック助成事業	C：手法等の改善	<p>◆事業を実施することにより、被保険者の自発的な健康保持・増進につなげる。</p> <p>◆高齢の被保険者に対する事業の周知方法や申請方法に関して、事業の改善・見直しを検討する必要がある。</p>
111	後期高齢者歯科健診事業	C：手法等の改善	<p>◆歯の健康とフレイルには関連性が認められており、フレイル予防が効果的な年齢を対象に歯科健診およびフレイル評価を実施することで、フレイル傾向の早期発見、予防を図る。</p>
112	葬祭費	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆法令等により定められており、被保険者の葬儀を行った喪主の経済的負担を軽減するため継続する。</p>
113	過誤納保険料還付金	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆法令等により定められており、過誤納が生じた場合に、被保険者に確実に還付するため継続する。</p>
114	保険料還付加算金	B：法定受託事務・法定扶助費等	<p>◆法令等により定められているため。</p>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	景観まちづくり推進事業	C：手法等の改善	◆交付金事業に関する周知啓発を行い、より効果的な実施に努めていく。
2	都市計画審議会経費	B：現状維持	◆都市計画行政の円滑な運営を図るため、本事業は継続的に実施すべきである。
3	区民の自主的なまちづくりへの支援	C：手法等の改善	◆区民の自主的なまちづくりへの支援は、地域特性に応じた生活環境の改善を促進し、活力あるみどり豊かな住みよいまちづくりの実現を目指すために事業は継続すべきだが、執行率を鑑み、まちづくり活動推進団体等に対して、適切な事業周知を図っていく必要がある。
4	中高層建築物開発指導	C：対象・規模等の見直し	◆隣接する所有者が異なっている歩道状スペースを連続させるため、歩道状スペースの上にある戸境壁を撤去する必要がある。しかし、先行して完了している物件側にて費用を捻出することが困難なため、戸境壁を撤去できないケースが多く見受けられることから補助金制としたが、実際には、相談はあるものの補助金を利用しないで施工されているため、令和6年度予算で件数見直しなどを行い継続する。
5	自転車活用推進計画策定検討経費	D：事業の完了	◆令和5年度末に「品川区自転車活用推進計画」を策定・公表し、事業が完了した。
6	空港環境経費	B：現状維持	◆区の上空を着陸ルートとする新飛行経路の航空機騒音測定値の実態を国へ届けるためにも、継続的に実施すべきである。
7	都市計画関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とA I やR P A などデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
8	住宅改善資金融資あっせん・助成事業	C：対象・規模等の見直し	◆区民ニーズを鑑みながら、適正な事業予算で効果的な区内住環境の改善支援を行っていく。
9	親元近居支援事業	D：事業の廃止	◆本事業は執行率が低いことや、必要性などを総合的に判断した結果廃止し、相互扶助の取組みについてより効果的な事業を検討していく。
10	住環境整備連携事業	C：取組みの一部廃止	◆引き続き、住宅相談会を実施する。 ◆家具転倒防止器具取付助成については、事業継続の必要性・有効性が低いことから廃止する。 ◆なお、住宅改善工事助成事業で家具転倒防止器具取付が対象工事に含まれていることから、今後は住宅改善工事助成事業を周知する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	マンション管理支援事業	C：手法等の改善	◆令和4年のマンション管理適正化法の改正趣旨を踏まえ、管理不全の兆候がみられるマンションに対し、管理状況の適正化を促すため、当該事業の周知方法を改善し、安心して生活できる住まいづくりをさらに進めていく必要がある。
12	空き家等対策事業	B：現状維持	◆今後増加が想定される空き家について、社会動向等を注視しながら、引き続き空き家の発生予防・適正管理・有効活用といった様々な側面からの取組みを継続するとともに、費用の適正化を図りながら、区民の生活環境の向上をめざす。
13	区営住宅管理費	C：手法等の改善	◆本人や親族と連絡がとれず、使用料の回収が困難となるケースについて、入居者および連帯保証人への効果的な督促・催告等を行いながら適切な区営住宅の管理運営を行っていく。
14	区民住宅管理費	C：手法等の改善	◆使用料の回収が困難となるケースについて、指定管理者と連携して、入居者および連帯保証人への効果的な督促・催告等を行いながら適切な区民住宅の管理運営を行っていく。
15	建築審査会事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆建築基準法に設置が位置付けられていることと同法の適正な執行のため、本事業は引き続き必要である。
16	建築紛争調整事務	C：対象・規模等の見直し	◆建築紛争が減少してきていることから、目標設定を見直し、事業規模の縮小を検討する。
17	居住支援事業	A：対象・規模等の拡大	◆入居促進事業については、高齢者、障害者、ひとり親世帯、低所得者といったそれぞれの所管課と連携を図るとともに、居住支援団体、不動産関係団体など外部機関との協力体制を構築し、要配慮者の入居支援事業の拡大に取り組んでいく。 ◆区民にわかりやすい居住支援体制の構築を検討する。
18	住宅関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
19	密集住宅市街地整備促進事業	B：計画・規定どおり	◆延焼火災等の危険性の高い密集住宅市街地における道路・広場等整備は防災性の向上と居住環境の改善を図る根幹事業であり、継続的に実施すべき事業である。
20	不燃化特区支援事業	B：計画・規定どおり	◆延焼火災等の危険性の高い密集住宅市街地における建物の不燃化促進は「燃えないまち」の実現の基本的な事業であり、継続的に実施すべき事業である。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	防災街区整備事業	B：計画・規定どおり	◆東中延一丁目11番地区防災街区整備事業の事業目的を達成するには、事業完了までしっかりと支援を継続する必要がある。
22	都市防災不燃化促進事業	B：計画・規定どおり	◆広域避難場所および幹線避難道路沿道の不燃化促進は、市街地における大火を防ぐ延焼遮断帯の形成につながり、安全安心な避難行動および円滑な救援救護活動が確保できることから、継続的に実施すべき事業である。
23	防災生活圏促進事業	B：計画・規定どおり	◆広域避難場所までの避難経路の確保は、区民等の生命を守ることにつながるため、継続的に実施すべき事業である。
24	避難道路機能強化事業	B：計画・規定どおり	◆広域避難場所までの避難経路の確保は、区民等の生命を守ることにつながるため、継続的に実施すべき事業である。
25	従前居住者用住宅管理費	B：計画・規定どおり	◆居住する住宅の確保ができない事業協力者への事業協力後の住まいの確保は、円滑な事業協力につながるため、継続的に実施すべき事業である。
26	大崎駅周辺地区再開発事業	B：計画・規定どおり	◆市街地再開発等の計画的かつ適切な誘導を図ることで、魅力的で活力のある都市空間を形成していく。
27	大井町駅周辺地区再開発事業	B：計画・規定どおり	◆市街地再開発等の計画的かつ適切な誘導を図ることで、魅力的で活力のある都市空間を形成していく。
28	武蔵小山駅周辺地区再開発事業	B：計画・規定どおり	◆市街地再開発等の計画的かつ適切な誘導を図ることで、魅力的で活力のある都市空間を形成していく。
29	戸越公園駅周辺地区再開発事業	B：計画・規定どおり	◆市街地再開発等の計画的かつ適切な誘導を図ることで、魅力的で活力のある都市空間を形成していく。
30	品川駅南地域周辺まちづくり事業	B：計画・規定どおり	◆市街地再開発等の計画的かつ適切な誘導を図ることで、魅力的で活力のある都市空間を形成していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	戸越公園駅周辺まちづくり事業	B：計画・規定どおり	◆本事業は、補助第29号線沿道地区を対象とした延焼遮断帯形成を目的とした事業であり、今後も継続して、戸越六丁目地区の共同化に向けた検討を実施する。
32	京浜急行線連続立体交差化事業	B：計画・規定どおり	◆連続立体交差事業および駅前広場整備事業は、道路交通の円滑化や踏切事故を解消するとともに、鉄道による地域分断を解消するなど、非常に公共性の高い事業であり、引き続き実施する。
33	東急大井町線連続立体交差化事業	B：計画・規定どおり	◆連続立体交差事業および駅前広場整備事業は、道路交通の円滑化や踏切事故を解消するとともに、鉄道による地域分断を解消するなど、非常に公共性の高い事業であり、引き続き実施する。
34	都市開発関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
35	細街路拡幅整備事業	B：計画・規定どおり	◆整備率はまだ約4割のため、引き続き細街路の拡幅整備を進めていく。
36	私道整備事業	B：現状維持	◆私道の相談は毎年度多く受けており、その中で私道整備申請に繋がるものについては年度ごとにバラつきがあるが、区民ニーズが高い事業のため、引き続き、迅速に着実に対応していく。
37	住宅・建築物耐震化支援事業	A：対象・規模等の拡大	◆令和6年1月に発生した能登半島地震等で耐震性の不足する住宅等の建物倒壊があった。首都直下地震に備え、耐震性の不足する建物の耐震化をさらに加速するため、耐震改修工事の助成対象や助成内容などの見直し、効果的な耐震化支援を図る。
38	がけ・擁壁安全化支援事業	B：現状維持	◆がけ・擁壁の崩落による事故の防止ならびに災害発生時の道路閉塞・避難・消火活動に支障となる危険性の解消に向け、引き続き安全化支援助成を実施する。
39	コンクリートブロック塀等安全化支援事業	B：現状維持	◆コンクリートブロック塀等の倒壊による事故の防止ならびに災害発生時の道路閉塞・避難・消火活動に支障となる危険性の解消に向け、引き続き効果的な安全化支援助成を実施する。
40	建築行政指導費	B：現状維持	◆法定事務を安定的に継続して実施するため、業務委託や派遣職員を活用して、引き続き効率的な事務執行を図る。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
41	応急活動対策費	D：事業移管・統合	◆メールだけではなく、はがき・電話・SNSなど他の連絡手段も活用した連絡方法の工夫を図り、民間研修機関等が実施している技術講習を活用するなど訓練内容の充実を図ることで、訓練参加率を高める。なお、本事業は令和6年度以降も継続するが、予算にあつては他事業（建築関係事務費）と統合を図る。
42	建築関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
43	省エネルギー対策事業	A：対象・規模等の拡大	◆「ゼロカーボンシティしながわ」の実現に向けて、多様化する環境課題や区民ニーズに対応し、様々な助成支援を行っていく。 ◆ゼロカーボンに向けて新たな手法を取り入れるため、官民連携による実証実験を積極的に実施していく。
44	環境行動推進事業	D：事業移管・統合	◆サマールック・ウォームビズキャンペーンの取組みが区民へ浸透していることを踏まえ、本事業を省エネルギー対策事業に統合することにより廃止する。
45	カラス及び外来種対策事業	B：計画・規定どおり	◆カラスに関する区民からの相談件数は4,000件を超えていることから引き続き対応していく。 ◆地球温暖化による気温上昇により様々な外来生物の生息地域が拡大しているとともに、区内には日本でも最大級の貿易ふ頭である大井ふ頭があることから、新たな外来生物の侵入にも迅速に対応する必要がある。
46	環境指導相談費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆各種公害現象を低減し、区民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を保全することは区にとって重要である。係る目的を達成するため、法令に基づく規制・指導業務を推進し、区民の健やかで快適な暮らしを実現し事業者による適切な事業活動が図られるよう、継続して取り組む。
47	環境調査測定費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆対象が国の環境基準により定められている事業である。また、PM2.5や光化学スモッグなどに起因する健康被害の発生が問題となっており、今後は地球環境に関する問題が益々増加する恐れがあるため欠くことのできない事業である。
48	アスベスト対策事業	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆関係法令により設定された事業であり、法の対象拡大による将来的な行政需要の増加が見込まれる。また、法令の適正な運用と持続的なアスベスト対策の推進・区民の不安解消のため重点的に実施する必要がある。 ◆ただし、石綿等使用状況調査については実績ゼロが続いていることから、廃止の方向で検討する。
49	環境学習交流施設管理運営費	C：手法等の改善	◆今後も様々な事業を展開し、体験型の環境学習の機会を広く区民に提供することで、SDGsやゼロカーボンに関する理解促進を図る。 ◆一方、歳入確保に向けた取組を検討するなど、より効率的な施設運営に努めていく。
50	環境管理対策運用経費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
51	環境経営支援事業	D：事業の廃止	◆数年にわたり申請企業がないことから当事業は廃止し、中小企業の環境経営への取組みについてより効果的な事業を検討していく。
52	エコライフ普及事業	C：手法等の改善	◆区民および区内商店街への環境意識の向上および商店街振興に寄与するため、社会状況の変化を勘案して適宜事業内容の見直しを図る必要がある。
53	地域エコ活動推進事業	A：対象・規模等の拡大	◆次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）を実現するため、区民・事業者・行政などが連携・協働して、さらに取り組むべき事業である。
54	資源回収	C：手法等の改善	◆回収量が目標値に達していないため、循環型社会の実現に向けて、周知方法等をさらに工夫して取り組んでいく。
55	資源化センター管理運営費	B：現状維持	◆循環型社会の実現のために、不適物や危険物を取除き、より効率的で効果的なリサイクルの実施に努める。
56	資源物再商品化経費	B：現状維持	◆回収された資源物の選別・梱包等の中間処理を行うことは、資源物をよりリサイクルに適した状態で再商品化業者に引き渡すことができ、質の高いリサイクルにつながるため、継続して実施する必要がある。 ◆資源物を再商品化する取組みは、限りある資源を循環させ、天然資源の使用抑制にもなるため、継続して実施する必要がある。
57	集団回収	C：手法等の改善	◆団体構成員の高齢化などの課題をふまえ、集団回収の実施方法について検討していく。
58	リサイクル活動支援	C：手法等の改善	◆環境以外に子どもや福祉関係イベントとタイアップしての実施など、資源の有効利用とごみの減量の啓発のために引き続き効果的な手法を検討していく。
59	粗大ごみからのリユース事業	C：手法等の改善	◆令和4年10月の事業開始から一定期間が経過したため、取り組み内容を検証して、事業の充実・改善を図り、区民のさらなるリユース意識の向上とごみの減量化に努めていく。
60	廃棄物減量等推進審議会経費	B：計画・規定どおり	◆審議会の設置は条例で定められており、会議で発言のあった意見等は清掃事業運営に反映されているため、今後も継続して実施する必要がある。 ◆審議会委員の女性の構成比率向上を進めていく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
61	普及啓発費	C：手法等の改善	◆品川区の清掃事業の普及啓発は、適正な資源・ごみの排出に必要であるが、効率性等について改善・見直しをしていく。
62	廃棄物排出指導費	C：手法等の改善	◆関係団体との連携や経費の削減などに努め、効率的な事務執行を目指す。
63	一般廃棄物処理業許可事務費	C：手法等の改善	◆排出事業者へのごみの分別や減量に関する啓発方法の効果について検討していく。
64	清掃事務所等施設管理事業	C：手法等の改善	◆円滑な清掃事業の運営を図るために、その拠点となる事務所を引き続き適切に維持管理していく。女性職員受け入れに配慮した改修をおこなっていく。また令和9年度完成を目途に新品川分室を建設することに伴い、施設老朽化対策を見直す。
65	安全衛生費	B：現状維持	◆品川区安全衛生委員会等設置規則を遵守し、今後も継続して実施する必要がある。
66	収集運搬作業費	B：現状維持	◆ごみ分別について周知を徹底し、ごみ減量の取り組みを進めていく。
67	木製粗大ごみのリサイクル事業	B：現状維持	◆令和5年度から事業を開始しており、引き続き事業の周知徹底を図りながら実施していく。
68	東京二十三区清掃一部事務組合分担金等	B：現状維持	◆円滑な清掃事業運営のためには、「東京二十三区清掃一部事務組合」および「東京二十三区清掃協議会」への分担金の支出を継続する必要がある。
69	粗大ごみリサイクル事業	B：現状維持	◆令和5年度から事業を開始しており、引き続き事業の周知徹底を図りながら実施していく。
70	清掃関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とA I やR P A などデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	やさしいまちづくり整備費	B：計画・規定どおり	◆地域で生活する区民・事業者・行政等、すべての人々が、やさしいまちづくりを支える一員としての役割を担い、協働してやさしいまちづくりを推進する事業であることから、鉄道事業者等と連携して交通施設のバリアフリー化を進めるとともに、お休み石のメンテナンスを適切に行うことでやさしいまちづくりを着実に整備していく必要がある。
2	地域交通検討経費	B：計画・規定どおり	◆コミュニティバスについては、収支率を考慮し本格検討の判断を行うとともに、環境に優しく、誰でも安心して利用できる新たな交通サービスの検証を進め、区民の移動手段を確保すること。
3	交通安全啓発費	C：手法等の改善	◆自転車利用者や電動キックボードなど新たなモビリティによるルール違反やマナーの悪さが目立っており、自転車関与の交通事故件数も増加している。自転車安全利用指導員の活動を効果的に実行できるようにするとともに、各種啓発活動等の取り組みについても、警察署等と協力して充実させていく。
4	交通安全協会補助金	B：現状維持	◆警察署や交通安全協会と連携して交通安全啓発活動を円滑に行うために交通安全協会の活動費を補助する。
5	駅周辺等放置自転車対策事業	C：手法等の改善	◆継続した放置自転車等の撤去および指導啓発・警備活動、区営自転車等駐車場の管理運営により自転車等の放置が減少しており、区民ニーズも高く、事業の有効性は高い。 ◆定期利用と当日利用の配備バランスを引き続き適切かつ柔軟に調整し、施設の有効活用と利用者満足度の向上を図る必要がある。
6	シェアサイクル事業	B：現状維持	◆区では令和5年度に自転車活用推進計画の策定しており、環境にやさしく健康に良い自転車の利用を推進している。区有地など活用してポートを増やし利便性を高めることで、効率的・効果的に事業を推進していく。 ◆さらなる利用率の増加に向けて、啓発活動の充実を図られたい。
7	道路・公園等占用費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆道路法等に基づき道路管理者として適正な道路利用を維持する必要がある。 ◆都市景観の重要な構成要素である屋外広告物を適正に管理し、景観と事業者の営業とのバランスをとることで区民の日常生活に多くの利便をもたらしている。
8	道路・公園等監察費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆継続的に違法行為への取締りおよび違反不正行為の排除等を行う事で、道路・公園等の適正な利用の確保を図るとともに、魅力的で良好な都市景観の形成を図る。
9	屋外広告物取締事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆適正な道路利用を図るとともに良好な都市景観の形成に不可欠な事業で、区民との協働をさらに進め、安全で美しい街を目指す。
10	道路・公園等公有地管理事務	B：現状維持	◆復旧時に限らず、公共基準点は全てのインフラ整備の基礎をなすものである。引き続き復旧方針に沿った公共基準点の復旧や、亡失した境界線の復旧、道路・公園や法定外公共物等の境界測量を実施し、区有財産の適正な維持管理を行っていく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	道路・公園等台帳補正事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆適正な道路管理を行うため、道路法第28条に則り、道路台帳の調製と保管を継続する必要がある。</li> <li>◆適正な公園管理を行うため、都市公園法第17条に則り、公園台帳の調製と保管を継続する必要がある。</li> </ul>
12	地籍調査事業	B：現状維持	◆国土調査法に基づき、大規模災害時の迅速な道路復旧や区財産の適正な管理を行なうために、引き続き実施する。
13	土木管理費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の推進および業務の効率化を進める。
14	道路維持管理費	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施数量を見直し、維持管理水準を大きく落とすことなくコストの削減を図る。</li> <li>◆様々な最新技術の評価・導入・検証しながら、より効率的な維持管理を進めるとともに、しなみちレポートのPRを積極的に進めていく。</li> </ul>
15	道路安全施設費	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施数量を見直し、維持管理水準を大きく落とすことなくコストの削減を図る。</li> <li>◆既存の安全施設の点検、補修を計画的に進めるとともに、通学路安全点検の結果を踏まえ、安全確保を確実に行う。</li> <li>◆道路安全施設の整備（交差点改良等）を見直し、道路安全施設の維持補修に重点を置いて必要な安全対策を実施していく。</li> </ul>
16	街路灯管理費	C：手法等の改善	◆街路灯および私道防犯灯の維持管理を適切に行うため、経費削減に資する効率的な維持管理方法を検討し、LEDへの建て替えを計画的に進めていく。
17	道路改良事業	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆AIを活用した定量的な路面状況の評価や陳情の状況を踏まえ計画的に改良工事を進めていく。</li> <li>◆引き続き、バリアフリー工事を進め、歩行者の安全な通行を確保するとともに、AI技術を活用して計画的な道路改良を進める。</li> </ul>
18	無電柱化推進事業	C：手法等の改善	◆事業期間および事業費の削減を図りながら、品川区無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進する。
19	補助205号線整備事業	C：手法等の改善	◆周辺のまちづくりの動向等を注視しつつ、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）に基づき都市計画道路の整備を実施する。
20	補助163号線整備事業	C：手法等の改善	◆東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）に基づき都市計画道路について、広町土地区画整理事業等との連携を図りながら整備を進める。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	用地取得事務費	C：手法等の改善	◆必要な用地の継続的な確保のため、用地取得に関する十分な知識や技術の蓄積に向け、用地取得事務アドバイザー業務委託（400千円）を令和6年度に向けて予算化し、当該業務委託を新たに実施する。
22	橋梁維持管理費	C：手法等の改善	◆エレベーター等の管理を確実にし、利用者の移動の利便を確保する。 ◆エレベーターの安全利用の啓発および適正な保守点検を引き続き行い、異常停止を極力少なくしていく。
23	橋梁改修事業	C：手法等の改善	◆橋梁の維持管理については橋梁長寿命化修繕計画に基づき、新技術等を適宜導入しながら、限られた予算の中で継続的に実施していく。
24	道路橋梁総務費	C：手法等の改善	◆DXの推進など全庁的な動向も含め、課全体の事務を円滑に運営していく。
25	公園・児童遊園維持管理費	C：手法等の改善	◆365日、常時開放している公園を安全・快適に区民に利用していただくため、現行の管理水準を保ちつつ、新たな管理手法の導入検討など動向を注視して進めていく必要がある。
26	公園・児童遊園整備費	C：対象・規模等の見直し	◆区内には275の公園があり、身近で親しみのある公園の充実を図るため、区民のニーズや社会情勢に応じた公園整備を継続して実施していく必要がある。加えて老朽化に対する安全性の確保やライフサイクルコストの縮減、整備時期の平準化など効率的かつ効果的な整備をあわせて実施していく必要がある。
27	しながわ水族館運営費	C：手法等の改善	◆現在、運営しているしながわ水族館においては、引き続き、水族館の魅力をPRするとともに必要な施設・設備の更新工事を行う。 ◆しながわ水族館リニューアルにおいては、「しながわ水族館リニューアルの方向性について」に示した次世代の水族館整備に向け、区民をはじめ関係部署と連携し事業に取り組んでいく。 ◆施設の老朽化に対応するため、計画的な修繕を行う。また、負担金等の運営費については、適宜見直しを行っていくこと。 ◆しながわ水族館リニューアルにおいては、引き続き経費の削減に留意しながら、計画・設計を滞りなく進めていくこと。
28	公衆便所維持管理費	C：手法等の改善	◆良好な利用環境と衛生面を確保し、快適に利用できるような環境を整えたとともに、目標指標の達成に向け適宜管理手法を見直し、施設管理を行う。
29	緑化活動支援事業	C：手法等の改善	◆区内のみどりの保全やみどりを増やす取り組みを積極的に進めることで、「水とみどりがつながまち」の実現を図る。 ◆区内に残された数少ない大木をさらに保護するため、区が剪定等の維持管理を実施する際に特別な理由がない限り保存樹木の指定を継続するよう周知を図っていく。
30	マイガーデン運営費	B：現状維持	◆マイガーデン（区民農園）を区民に快適に利用いただくためには、現行の管理水準を保つ必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	施設植栽・花壇維持管理	B：計画・規定どおり	◆区有施設の樹木や街角花壇を適切に維持管理することで、うるおいや安らぎのある街なみを創出する。
32	公園総務費	C：手法等の改善	◆公園課として、必要な経費を確保するとともに、DX推進基本方針に基づき、業務の効率化を進める。
33	河川管理費	C：対象・規模等の見直し	◆水環境を良好に保つためには、事業継続は必要であるが、水環境改善のため貯留施設や雨水放流管の早期運用を東京都へ働きかけを行うとともに、区が実施すべき事業を整理し効率化を図る。
34	水辺利活用事業	B：計画・規定どおり	◆令和6年度に策定する「品川区水辺利活用推進計画」に基づき、関連する所管課と連携の上、水辺のさらなる魅力向上やにぎわいが創出されるよう事業を推進していくこと。
35	治水対策推進助成事業	C：手法等の改善	◆総合治水対策の目標を達成するためには積極的に推進する必要があることから、事業継続は必要であるが、認知度が低いためPRするなど、利用を促進していく。 ◆浸水被害から区民の財産を守る対策の一つとして、事業継続は必要である。
36	津波・高潮対策事業	D：事業移管・統合	◆維持管理のみであることから、令和6年度より河川管理の事業の一部として統合し実施している。 ◆津波・高潮対策に対する啓発については、引き続き防災課と協力して実施する。
37	排水施設建設事業	B：計画・規定どおり	◆都下水道局と協定を締結し、区の受託により実施する事業であり、継続して計画的に執行する。
38	下水道管改修事業	B：計画・規定どおり	◆都下水道局と協定を締結し、区の受託により実施する事業であり、継続して計画的に執行する。
39	河川下水道総務費	C：手法等の改善	◆河川の適切な管理や水辺の利活用をさらに進めるために、デジタル化等による事業の効率化を図る必要がある。 ◆区内の治水対策等の取り組みを引き続き関係機関と連携し、品川区の要望を適宜反映しながら事業を推進する。
40	防災会議費	B：計画・規定どおり	◆災害対策基本法に基づき、品川区地域防災計画をはじめとする防災に関する重要事項を防災会議にて審議し、災害対策を総合的に推進する必要がある。 ◆品川区地域防災計画は、毎年見直しを行い、最新の情報を反映する。おおむね5年ごとに全面的な見直し（大規模修正）を行う。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
41	感震ブレーカー普及経費	D：事業移管・統合	◆東京都地域防災計画震災編（令和5年度修正）において、感震ブレーカーの都内設置目標率25%（令和12年度）と定めたことに伴い、感震ブレーカーの設置支援や普及啓発促進等を行っている。都の動向に合わせて区内設置目標率25%を目指し、令和6年度以降は関連する初期消火体制強化費と事業を統合し、助成対象地域を区内全域に拡大する。
42	防災区民組織育成費	C：手法等の改善	◆区の防災対策において、防災区民組織の活動は、共助の取組として大きな役割を果たしている。このため、助成金の対象範囲の見直しなど地域防災力の向上に資する効果的な支援について検討しつつ継続して実施する。
43	防災訓練経費	C：手法等の改善	◆総合防災訓練では、今後、幅広い世代の区民参加を促進し、訓練参加者と防災協議会のつながりの促進を図る。避難所運営訓練では、防災区民組織と区職員が連携して訓練を行うため、積極的に避難所運営訓練の実施を促進していく。
44	防災協議会経費	D：事業移管・統合	◆関連する防災区民組織育成費と事業を統合し、地域防災力の向上に寄与する事業として、街頭消火器の外観点検や協議会総会・訓練等の支援を継続していく。 ◆区の所有する防災設備の点検業務委託については、業務の内容を精査し、引き続き委託内容を検討していく。
45	防災普及教育費	C：対象・規模等の見直し	◆区民の「自助・共助」の意識と自主的な防災活動の促進、在宅避難の推進は、災害時における区民自身を守ること、ならびに地域防災力の向上に大きな役割を果たしている。今後も、幅広く防災に関心を持つよう新たな啓発・普及手法の導入を検討するとともに、既存事業との整理を進め、区民のニーズに応えられるよう効果的に事業を実施する。
46	消防団運営費	B：現状維持	◆消防団・少年団の活動を引き続き支援し、地域の防災力向上に資する。
47	防火防災協会助成金	D：事業移管・統合	◆関連する消防団運営費と事業を統合し、引き続き、防火防災協会が実施する事業を支援し、防火防災思想の啓発の促進を図っていく。
48	避難行動要支援者経費	C：手法等の改善	◆所管部局により作成を進めている個別避難計画に合わせた避難支援の枠組みづくりについて、関係機関との連携における役割分担の明確化を図りながら、今後とも継続して実施する必要がある。
49	防災体制整備費	C：手法等の改善	◆災害時の適時適切な判断や、即応性の高い応急活動を行うため、情報収集体制を強化し、多様な情報を即時に把握できる体制を構築できるように、機器の入れ替えの際に見直しを行うことや、人材の育成等の改善を行う必要がある。 ◆災害時の初動対応や災害復興を効率よく行えるよう、パッケージシステムを導入していく。
50	防災情報配信経費	C：手法等の改善	◆災害時における情報発信の体制を確保するべく、平時から引き続き適正に点検等を実施する。 ◆区民および防災関係者への防災情報の発信は、迅速・適切に行われる必要があることから、情報連携や保守運用方法を見直すとともに効果的な情報発信方法を検討し、継続して実施する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
51	医療救護体制整備費	D：事業移管・統合	◆令和6年度より、新設の「地域医療連携課」へ事業を移管する。
52	初期消火体制強化費	B：現状維持	◆業務の内容を精査し、引続き委託内容を検討していく。 ◆発災時に必要な初期消火体制を維持および向上させるため、初期消火にかかる設備の維持・支援を行っていく。
53	災害時応急物資確保費	A：対象・規模等の拡大	◆発災時に必要な物資等を切れ間なく確保し、避難所避難者等の区民に早急に届けるため、集中倉庫と分散倉庫の備蓄品の入れ替えを行うなど、事業水準を拡大する。避難所では、高齢者、障害者などの要配慮者や女性など、多様なニーズに対応できる事業方法等を検討し拡大していくとともに、在宅避難者に向けた物資支援・輸送支援等、多様な避難形態に対応する支援を検討し拡大していく。 ◆食料の提供、備品・設備の確保、物資輸送体制等を充実させ、避難所や在宅避難における良好な生活環境を確保することにより、被災者の健康を維持する対策を平時より講じておくこと。
54	避難所管理費	C：手法等の改善	◆区民避難所に設置する避難看板について、52か所の区民避難所のうち33箇所に設置した。残りの区民避難所についても、順次設置していく。 ◆維持管理項目が増加しているため、効率的な維持管理ができるような運営体制を研究していく。
55	帰宅困難者対策経費	C：手法等の改善	◆東京都の新たな被害想定公表や品川区地域防災計画の修正、区内再開発の進展による帰宅困難者対策に係る各駅周辺の計画修正を行っていく。併せて、事業者と連携することで、一時滞在施設の確保や協議会の運営方法を見直し、状況の変化に合わせた帰宅困難者への支援方法の検討を行っていく。
56	弔慰金・見舞金経費	B：現状維持	◆令和5年度から、罹災した区民が自宅に住むことができない場合に宿泊施設費用を支払う宿泊見舞金事業を開始している。宿泊できる場所を確保するために協定締結する宿泊施設も増えてきているので、現状維持しながら事業を実施していく。
57	自衛官等募集事務費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆自衛官募集事務は、法定受託事務に該当することから、今後も継続する。
58	防災総務費	C：手法等の改善	◆職員の業務執行に必要な事務的経費であるが、ペーパーレス化の徹底など、適宜見直しを行い、適切に執行する。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
1	委員会運営費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆教育委員会の開催・運営、教育委員会事務事業評価ともに法律上その執行が求められており、教育委員会制度の根幹をなす重要な事業である。引き続き、本事業を通じて品川教育の推進を図っていく。
2	教育広報発行費	C：手法等の改善	◆本事業は、品川区の教育への取り組みについて、区民等が自らアクセスしなくとも情報を受け取ることのできる機会であり、積極的に推進していく。さらなる情報の周知を図るため、その手法については引き続き検討していく。
3	教職員福利厚生費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆教職員健康管理、安全衛生管理、学校職員被服貸与いづれも、教職員にとって働きやすい環境を構築するにあたり法律等根拠に基づき継続的に実施していく。
4	文化財保存活用事業	C：手法等の改善	◆文化財保護法に基づき、品川区の様々な文化財を調査して評価を行い、区にとって重要な文化財を保護・保存している。さらにその文化財を各種事業を通じて公開するなど文化財を活用することで、区の歴史や文化・文化財等の価値を広く区民に伝えている。これまで文化財に興味がなかった層にもさらなる周知を図るため、企画内容を工夫するなど、様々な手法を検討していく。
5	P T A関係費	C：手法等の改善	◆地域との関わりの中で学校運営および教育活動を推進するにあたり、P T Aとの連携は必要不可欠であることから、引き続き時代に合わせたP T Aの活動支援を行っていく。
6	義務教育施設整備基金積立金	B：現状維持	◆学校施設は単なる教育施設としてのみではなく、地域における交流拠点や防災拠点としての機能も有しており、改築や修繕を計画的に推進する必要性が高く、これを安定的に維持するために引き続き基金を活用することが求められる。
7	教育総務関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現と、A IやR P Aなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
8	学校維持補修費	C：手法等の改善	◆学校施設の維持・整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。
9	校舎等整備	C：手法等の改善	◆学校施設の維持・整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。
10	外壁・屋上改修費	C：手法等の改善	◆学校施設の維持・整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
11	学校体育施設整備費	C：手法等の改善	◆学校施設の維持・整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。
12	施設整備等設計委託	C：手法等の改善	◆学校施設の維持・整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。
13	学校維持管理費	B：現状維持	◆児童・生徒が安全で快適な環境で学校生活を送るために、適切に保守点検等を実施し、事故や事件等を未然に防ぐことが求められる。
14	学校運営費	B：現状維持	◆円滑な学校運営や教育活動を支える重要な事業であり、継続して執行することが求められる。
15	学校改築推進経費	B：現状維持	◆施設整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。
16	就学事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現と、AIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
17	クラブ・部活動指導員経費	C：手法等の改善	◆クラブ活動や部活動指導の効果を高めることで児童・生徒の健全な育成を行い、また学校教職員の負担を軽減することができるため必要性の高い事業であるといえる。一方、今後部活動の地域移行の状況を注視し、実施の手法については検討する必要がある。
18	プール指導員経費	B：現状維持	◆区立学校におけるプール指導を通じ、児童・生徒に水泳の心得や楽しさ、安全に対する態度を身に付けさせることができる。 ◆学期中および夏季休業中に水泳指導の成果を確かなものにし、泳力の向上を図ることができる。
19	夏季施設費	C：手法等の改善	◆参加率の高さから保護者・児童にとってニーズが高い事業である。 ◆自主性・連帯感の育成など児童の健全育成に資する本事業は今後も継続的に実施することが求められており、実施の手法の改善を図りながら実施していく。
20	移動教室経費	C：手法等の改善	◆参加率の高さから保護者・児童・生徒にとってニーズが高い事業である。 ◆自主性・連帯感の育成など児童の健全育成に資する本事業は今後も継続的に実施することが求められており、実施の手法の改善を図りながら実施していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
21	就学援助費	B：現状維持	◆学校教育法等に基づき、すべての区民が円滑に義務教育を受けられるよう、経済的支援を必要とする世帯に対し、継続して本事業による支援を実施する必要がある。
22	教材教具費	B：現状維持	◆未来を切り拓く力を育む教育を推進するためには適正な教育環境が必要であり、そのための教材・教具の整備、英語教育の推進に寄与する英検チャレンジ事業は継続して実施していくことが求められる。
23	学校ICT活用経費	C：手法等の改善	◆本事業は、ICT機器を活用し、一人ひとりの資質・能力をより効果的に育成できる教育環境を作り出すとともに、場所を問わず継続した学習環境を確保できる新しい文化を学校教育に生み出した。今後も、国や他の自治体の動向を注視しつつ、引き続きICT教育環境のさらなる充実を図る必要がある。
24	学校システム運営費	C：手法等の改善	◆システム環境の整備、学校現場の業務効率化及び正確さに寄与するものであり、事業継続は必須である。また、システム環境の整備においては、国や都が主導している動きもあるため、それらを注視しながら、引き続き環境整備にかかる対応・方針を検討する必要がある。
25	特色ある教育活動経費	C：手法等の改善	◆区では学校選択制を導入していることから、各学校における特色やニーズにあわせた教育活動が実施できるよう、改善を図りながら継続的に取り組む必要がある。
26	学校図書館資料整備費	B：現状維持	◆児童・生徒にとって、社会の変化や学問の進展を踏まえた正しい情報に触れる環境の整備が必要であり、そのためには、新たな学校図書館の整備に加え、図書館の廃棄・更新を継続して実施していくことが求められる。
27	学校維持管理費	C：手法等の改善	◆引き続き適切な維持管理を実施し、学校施設・設備を維持することで、児童・生徒の安全安心を確保していく。 ◆委託契約の締結にあたっては、対象の施設数が多く、委託内容も多岐にわたることから、手法等について改善を検討していく。
28	学校運営費	C：手法等の改善	◆現在の事業内容に加え、備品等の老朽化対応のため取替・修繕等の必要があれば、適切に対応する。 ◆法律により学級編成の標準が定められていることから、不足する普通教室を確保するため特別教室等を転用して使用しなければ教育環境の大幅な低下となる。整備する教室は、就学人口の推移等を注視しながら検討を行う必要がある。
29	給食運営費	C：手法等の改善	◆学校給食法により学校の設置者が学校給食を実施する必要がある。また、安全安心でおいしい給食を提供するためには、集団給食に精通した履行能力や専門性を有する人材の確保、管理が行き届いた給食施設や設備は必須である。学校給食は教育活動の一環として実施されるものであり環境にも配慮していく。子育て支援策として給食を無償化しており、子育て世代の不安や負担を軽減していく。
30	給食施設整備費	C：手法等の改善	◆学校施設の維持・整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
31	保健運営費	B：現状維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆主に学校保健安全法に定められた事業を行っており、今後も現状の事業水準の維持が必要である。</li> <li>◆学校教育の円滑な実施とその成果の確保のため、今後も関連部署と連携し引き続き学校における児童・生徒の健康の保持増進を図る。</li> </ul>
32	学校改築備品等整備費	C：手法等の改善	◆学校施設の維持・整備にあたっては、効率的かつ効果的な手法の導入や目標耐用年数、ライフサイクルコストの低減も考慮し、経費の縮減に努めていく。
33	学校給食費無償化事業 (都立特別支援学校)	D：事業の完了	◆給食費相当分の支給により家庭の負担軽減など、一定の成果はあったが、令和6年度から都が都立特別支援学校の給食費の無償化を実施することになったため、本事業を完了する。
34	学校給食費無償化事業 (国立・私立特別支援学校)	B：現状維持	◆給食費相当分を支給することにより、子育て家庭の負担を軽減できるため、事業を継続する必要性は高いと考えられる。
35	区教員事務費	A：対象・規模等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆配置人数の目標については拡大を検討していく必要があり、人材確保という視点から、令和6年度より選考の前倒し受験等を実施する。</li> <li>◆固有教員各人の経験に応じた役割の明確化と、職層や資質に応じた育成体制を整備していく。</li> <li>◆固有教員の拡大にあたっては、これまでの取り組み・成果を検証の上、適切に進めること。</li> </ul>
36	教職員研修	B：現状維持	◆教育の質の向上のためには、教員の指導力の向上が必要不可欠である。受講した教員からの評価も高い水準で推移しており、継続的に取り組む必要がある。
37	教職員支援経費	A：対象・規模等の拡大	◆学校に求められる役割が多様化している中、教員の働き方改革への取り組みは急務であり、人的支援の拡充を図る必要がある。
38	一貫教育推進経費	B：現状維持	◆9年間を通した系統的な教育活動の質を高めるため、継続的に評価・検討していく必要がある。
39	習熟度別学習推進経費	C：手法等の改善	◆基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、各学校で児童・生徒の実態に応じた指導内容の工夫・見直しを行いながら、継続的に取り組む必要がある。
40	特色ある教育活動経費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区立学校での先端的な教育の導入に向け、調査・検討を行う。</li> <li>◆各学校における特色ある教育活動については、引き続き実施する。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
41	学力向上プラン推進事業	C：手法等の改善	◆自学自習の学習習慣を体得させるため、指導内容の改善・見直しを図りながら継続して取り組む必要がある。
42	学校2020レガシー事業	D：事業の完了	◆東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして推進してきたオリンピック・パラリンピック教育を大会後も続く教育活動として継続、発展させ共生・共助社会の形成を担う子どもたちの育成を図ってきた。令和7年度に東京で開催されるデフリンピックも視野に入れ、手話体験等も含めて令和6年度からは「しながわ多様性理解・多文化共生推進事業」として再構築し実施する。
43	1～6年生の英語科経費	C：手法等の改善	◆保護者や児童からの評価は高い水準で推移している。令和2年度から外国語が5・6年生で教科化されており、必要性が高い事業であるため、今後も効果の高い事業になるよう指導者の本区英語教育への理解をさらに深めながら、継続的に実施することが求められる。
44	英語力向上推進経費	A：対象・規模等の拡大	◆生徒の実践的な英語力の向上が成果として表れており、区の英語教育に対する生徒・保護者からの期待度は高い。特に品川オンライン英会話レッスンについては、令和6年度より7年生にも拡大しており、連続性・系統性のある学習を推進する体制を整えるためにも、今後6年生への拡大も検討していく必要がある。 ◆品川オンライン英会話レッスンの6年生への拡大については、モデル実施・効果検証の上、検討する。
45	保幼小連携推進経費	C：手法等の改善	◆情報技術の進展に対応し、本事業の実施方法について工夫を図っていく必要がある。 ◆令和6年度から幼保共通の「とうきょうすくわくプログラム」の活用等により、幼児教育における探究活動を通じて、子どもの豊かな育ちを支援し、小学校における探究的な学習へつなげていく。
46	幼稚園講師採用経費	B：現状維持	◆区立幼稚園の教育活動を行うために必要な配当を行っており、園児の安全確保や教育の質の確保のために継続して実施する必要がある。
47	学校地域連携推進経費	A：対象・規模等の拡大	◆教育活動の継続性の担保、質の向上を図るため、継続して取り組む必要がある。質の向上を見取るために、品川CSポートフォリオを段階的に導入し、令和8年度を目途に全校で実施する。令和6年度より学校部活動に民間委託を導入し、教員の働き方改革ならびに指導者の確保等を推進し、部活動の持続性の確保を図る。
48	教職員システム管理費	C：取組みの一部廃止	◆出退勤補完システムについては旅費支給事務において必須システムであり、また、働き方改革をすすめるにあたっての基礎資料抽出に資するため、継続的な運用が求められる。組織間連携ツールについては、1人1台端末の配備も進み、類似の代替手段が複数あることから、令和5年度を以て廃止とした。
49	教育指導関係事務費	C：手法等の改善	◆DX推進基本方針に基づき、ペーパーレス化の徹底による電子決裁率100%の実現とA IやR P Aなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
50	教職員研修	C：対象・規模等の見直し	◆引き続き各職層や各校における研修・研究会は必要と考えるが、研修種別が年々増加しており、回数や各種別の実施の必要性について見直す必要がある。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
51	品川区研究学校	C：手法等の改善	◆教育活動の質の向上につながっており、引き続き研究学校指定は必要と考える。一方、複数校による研究をさらに推進するなど、効果の高い研究の在り方について検討し、改善を図る必要がある。
52	品川区教育会助成金	C：手法等の改善	◆区立学校（園）教職員部会における研究活動の推進、教職員の資質向上のため、効果の高い研究の在り方について検討し、改善を図る必要がある。
53	人権尊重教育推進経費	B：現状維持	◆引き続き学校や地域における人権尊重の推進上の諸問題に系統的・組織的に取り組み、人権問題にかかわる差別意識の解消を図っていく。
54	生徒指導対策費	C：対象・規模等の見直し	◆校外指導については、教員の意欲の維持、勤務環境整備の面でも継続する。生徒の進路指導の充実についても、引き続き実施していく。 ◆部活動指導の報償費については、部活動の地域移行の動向も見据えながら縮小・廃止の方向で検討していく。
55	帰国児童・生徒等支援費	C：手法等の改善	◆児童・生徒が日本の生活習慣および学習習慣に速やかに適応し、学校生活および社会生活を円滑に営むことができる能力を育成することができるよう、事業を継続していく。 ◆在籍数増に伴い、令和6年度、新たに日本語指導教室を八潮学園内に開設した。引き続き実施手法・場所について検討が必要である。
56	いじめ防止対策費	A：対象・規模等の拡大	◆いじめ防止総合対策として区教育委員会と学校が新たないじめ予防に取り組むなど、いじめ対策の更なる拡充が必要である。 ◆いじめ対策を所管する教育委員会と区長部局が連携を図り、区全体としていじめ防止に取り組むことで意識醸成・いじめ防止につなげる。
57	連合行事費	B：現状維持	◆学校間の交流と親睦を深め、教育活動の充実に資することができるため、引き続き事業実施を行う。
58	教育総合支援センター維持運営費	B：現状維持	◆本事業は、教育総合支援センターの維持管理、事業運営等を円滑に行うための事務用経費が主であり、継続して執行することが求められる。
59	教育相談事業費	C：手法等の改善	◆虐待・希死念慮の児童・生徒対応が増加しており、子ども家庭支援センターおよび児童相談所からの引継ぎ依頼のケースも増加していることから、今後、教育相談に対する保護者および子どもからのニーズは高まることが予想される。そのため、公平な相談機会を確保するため、実施手法の検討・改善が必要である。
60	市民科・各教科充実経費	C：手法等の改善	◆区独自教材については電子化の検討を行っていく。 ◆プログラミング教育については、教育委員会主導のものから各学校での対応に切り替えるなど対応を検討していく。

No.	事業名	最終評価および今後の取組の方向性	説明
61	特色ある教育活動経費	C：対象・規模等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆引き続き各学校において、特色ある教育活動を行っていく。</li> <li>◆学校と家庭の連携推進事業支援員については、新規の別事業（校内別室支援指導員）や教職員の負担軽減の観点からも、配置規模等について検討を行っていく。</li> </ul>
62	体力向上推進事業	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆スポーツトライアル、ワンミニッツエクササイズは策定から5年以上経過しているため、手法の改善・見直しを検討していく。</li> <li>◆中距離走練習会は、令和5年度を持って廃止した。</li> </ul>
63	マイスクール運営費	A：対象・規模等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育支援センター「マイスクール」の受入れ体制拡充のため、令和6年5月のマイスクール西大井の開設に向け準備を行った。</li> <li>◆各学校で不登校児童・生徒への支援体制を確保するため、校内の別室登校支援員の拡充やメタバースによる不登校支援、不登校ポータルサイトの開設などの新規施策を令和6年度より実施する。</li> </ul>
64	特別支援教育サポート経費	A：対象・規模等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別支援教育のニーズがある児童・生徒は増加傾向にある中、今後も学校現場での児童・生徒に定めるため指導・支援の工夫はもとより、様々な視点から更なる特別支援教育の充実を図る必要がある。</li> </ul>
65	特別支援学級等運営費	A：対象・規模等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別な教育的ニーズのある児童・生徒は増加傾向となっており様々な対応が求められるため、特別支援学級の新たな設置や、発達障害教育支援員の配置などによるさらなる支援の充実を図る必要がある。</li> </ul>
66	就学事務費	A：対象・規模等の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆就学相談を受ける児童・生徒は増加傾向にあるため、就学相談受付システムの導入を検討し、様々な視点から更なる特別支援教育の充実を図る必要がある。</li> </ul>
67	教科書採択事務	B：法定受託事務・法定扶助費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆法令に基づき小学校（前期課程）については令和5年度、中学校（後期課程）については令和6年度に教科書採択を行う。（特別支援学級については毎年採択を行っている。）</li> </ul>
68	品川図書館運営費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆誰もが気軽に利用できるよう、区民の利便性を向上する多様なサービスを提供し、効果的・効率的で質の高い図書サービスを進める。</li> <li>◆身近な居場所としての図書館を実現するため、多様なニーズに対応した蔵書の確保や電子図書館の充実を図っていく。</li> </ul>
69	地区図書館運営費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民ニーズの変化への対応、最新技術の導入など、様々な課題に対応する図書館運営、事業の企画・実施が求められる。</li> <li>◆地区図書館については施設の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕・改修工事が必要である。</li> </ul>
70	学校図書館運営費	C：手法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校図書館については、文部科学省が策定した第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に沿った計画的な整備の実施を求められている。一方、児童・生徒の年間平均貸出冊数からみた学校図書館の利用状況に課題があり、学校支援スタッフの配置については、各学校の状況に応じた適切な配置を精査する必要がある。</li> </ul>

No.	事業名	最終評価および 今後の取組の方向性	説明
1	会計事務費	C：手法等の改善	◆需用費の決算額が令和4年度比19.1%減となっており、ペーパーレス化の成果が見られる。引き続き、DX基本方針に基づくAIやRPAなどデジタル技術を活用した業務の効率化を進める。
2	公金取扱事務費	B：現状維持	◆引き続き、公金の円滑な出納および適正な保管を行うことで、健全財政の維持に貢献していく。
3	一時借入金利息	B：現状維持	◆歳計現金が一時的に不足した場合に備えるため、継続する。

No.	事業名	最終評価および 今後の取組の方向性	説明
1	議会運営費	B：現状維持	◆議会活動の根幹を成す事業であり、円滑な議会運営を行うため引き続き実施する。
2	図書室運営費	B：現状維持	◆議員が様々な行政課題に対応するために、調査や視察による情報収集が重要な役割を果たしている。今後も議員の活動に有効な各種情報を提供できるよう議会図書室の充実や情報収集能力の向上に努めていく。
3	議会広報費	B：現状維持	◆「区民により身近な議会」の実現のため、今後も引き続き情報発信の充実に努めていく。
4	新議会経費	B：現状維持	◆改選期における円滑な議会運営を行うため引き続き実施する。

No.	事業名	最終評価および 今後の取組の方向性	説明
1	選挙管理委員会運営費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法令に基づく委員会運営により、適正な選挙の執行を行う。
2	選挙人名簿調製費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆法律に基づき、適正な名簿登録および検察審査員候補者・裁判員候補者の選定を行う。
3	常時啓発費	C：手法等の改善	◆若年層に対する啓発活動については、新たな手法の導入なども含め、より効果的・効率的な事業手法を検討していく必要がある。
4	選挙執行費	B：法定受託事務・法定扶助費等	◆公職選挙法の定めるところに従い、適正に選挙を執行する。 ◆効果的な選挙啓発を行い、投票率の向上を図る。

No.	事業名	最終評価および 今後の取組の方向性	説明
1	監査委員運営費	B：現状維持	<p>◆統一的な基準で監査を継続していくことは、一定のレベル以上の事業水準を維持する上で、区の一貫した判断・姿勢の指標となる。</p> <p>◆実施手法等については区に一定の裁量はあるものの、法令等に基づき実施するものである。</p>

### (3) 事務事業評価による予算の削減

廃止した事業をはじめ、事務経費や委託経費、前年度決算で不用額が大きい事業を中心に、令和7年度予算編成で見直しを行った事業や経費を抽出。

①事業の廃止		削減額 296,874千円
＜考え方＞事業目的の達成や需要の減少、事業再構築等により事業の廃止を判断したもの		
＜事業例＞	・ ホームページ等経費（デジタルサイネージ）	事業効果を踏まえた活用の見直し
	・ 産業情報収集提供事業（産業振興研究会）	外部意見聴取手法の再検討による廃止
	・ 中小企業事業資金融資あっ旋（物価高騰等総合支援資金等）	社会状況等を踏まえた融資あっ旋制度の見直し
	・ 観光資源整備事業（地域資源活性化事業補助金）	事業当初の目的達成による廃止
	・ 就学前教育推進事業（運動・体力向上事業）	「公・私立保育園交流スポーツ事業」への再構築による事業の廃止
	・ 防災訓練経費（地区総合防災訓練 PLUS ONE）	「地域の助け合い（共助）の強化事業」への再構築による事業の廃止
②事務経費・維持管理費の見直し		削減額 268,360千円
＜考え方＞事務経費、施設やインフラ設備等の維持管理費について、内容・規模・数量の見直しをしたもの		
＜事業例＞	・ 人権啓発事業	SNS活用等による啓発物品経費の見直し
	・ 区統計資料作成費（品川区の統計）	電子化による印刷経費の見直し
	・ 地域スポーツ施設開放	予約システム改修に伴う事務経費の見直し
	・ 就学前教育推進事業（のびのびガイド）	電子化による印刷経費の見直し
	・ 特別養護老人ホーム運営費（光熱水費、修繕費等）	使用実績等に応じた経費の精査
	・ P T A 関係費	複数の情報冊子の統合による印刷経費の削減
③委託業務の見直し		削減額 450,913千円
＜考え方＞委託業務について、委託の廃止や内容・規模・数量の見直しをしたもの		
＜事業例＞	・ 計画策定経費（事務事業評価分析支援業務委託等）	業務内製化による委託の廃止
	・ ICT推進管理費（RPA職員構築作業支援委託）	業務内製化による委託の廃止
	・ 広報番組等経費（ケーブルテレビしながわ）	番組制作本数の見直し
	・ 前立腺がん検診	実績に応じた委託数量の見直し
	・ 駅周辺等放置自転車対策事業（放置防止指導啓発）	巡回方法の見直しおよび撤去台数想定件数の精査
	・ 防災情報配信経費（民間アプリを活用した緊急情報伝達経費）	他課が活用するSNSへの統合による廃止
④事業手法の見直し		削減額 181,089千円
＜考え方＞事業の効率化を図るため、事業手法を見直したもの		
＜事業例＞	・ SDGs推進経費	SDGs未来都市計画推進を目的とした事業内容の再構築
	・ 職員研修費	宿泊研修の廃止をはじめとする研修内容の見直し
	・ 就学前教育推進事業（ICT体験事業）	活用ツールの見直し
	・ 健康づくり支援事業（健康ポイント等事業）	ウォーキングマップのリニューアルに伴う既存アプリの見直し
	・ 予防接種事業（予防接種ナビ）	他のデジタルツールへの機能統合による既存アプリの見直し
	・ 学力向上プラン推進事業	事業効果等を踏まえた宿泊型事業の見直し
⑤不用額がある事業の見直し		削減額 817,327千円
＜考え方＞決算での不用額がある事業等について、内容・規模・数量等の見直しをしたもの		
＜事業例＞	・ 働き方改革推進事業	実績に応じた事業規模の見直し
	・ 地域活動基盤整備補助	実績に応じた事業規模の見直し
	・ 事業承継支援事業	実績に応じた事業規模の見直し
	・ 競争力強化支援事業（特許権取得費助成）	実績に応じた事業規模の見直し
	・ 収集運搬作業費（車両雇上げ費）	実績に応じた事業規模の見直し
	・ 感震ブレーカー普及事業	実績に応じた事業規模の見直し